

令和6年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和6年3月8日 午前10時00分 開会
午後 3時50分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪珪
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教 育 部 長	井上理恵
教 育 部 理 事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書 記	新澤明子
書 記	神橋秀幸	書 記	福原有美

6. 会議録署名議員 6番 梨本洪珪 7番 吉村始

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 皆様、おはようございます。奥本佳史でございます。今日来るときに交差点で止まったら、ちょうど幼稚園に登園する小さいお子さんとお母さんが渡られたんですけど、子どもが手を振ってくれました。非常に力をもらったので、今日朝一番頑張りたいと思います。

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。今回の私の質問ですが、文化と教育という非常に広い範囲の質問ですけれども、その中で大きく2つあります。1つは伝統行事への公的支援について、2つ目は教育事業への公的支援についての二本立てとなります。

では、以降は質問席に移って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 それでは始めます。歴史と文化のまちと、今でもそのように紹介する言葉がありますように、當麻地区には多くの文化財や伝統行事が今なお数多く伝わっております。中でも全国的な知名度を誇る當麻寺は、数多くの国宝や重要文化財を擁し、葛城市の観光の要として、多くの来訪者が訪れていらっしゃる。その當麻寺で行われる伝統行事の當麻寺練供養会式、正式には聖衆来迎練供養会式というんですけども、これは、来る4月14日で1,019回目の開催となります。ちなみに1,019回目というのは、1,019年間、欠かさず行われてきたという意味でもあります。そしてこの當麻寺練供養会式が国の文化審議会の答申を受け、県下で24年ぶり、民俗芸能としては5件目、葛城市としては初となる重要無形民俗文化財に指定されました。もともと記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の指定を受けていましたが、地域的特色を残し得るという点で重要であるとして、今回の指定に至りました。この練供養は、2020年に葛城市教育委員会が作られた調査報告書にもあるように、地域住民が菩薩講という団体を構成して支えており、これら一連の活動も今回の指定理由となっております。ちなみに重要無形民俗文化財を個人で受賞された場合は、これが人間国宝と呼ばれております。今回菩薩講の活動が重要無形民俗文化財の指定を受けるまで、実は長きにわたる調査期間がありました。しかし、この間、行事を支える各地域の菩薩講と講員は、高齢化や生活様式の変化により年々減少を続けており、かつては県外含む市内外にたくさんあった菩薩講は、現在では葛城市内9組、香芝市7組、橿原市2組、そして當麻寺5組の計23組と

なり、講員数も、2011年に約190名いたものが、現在は150名と減っております。また、そのうち会式当日に実働している、動けているものはさらにその1割程度と、近年では平日開催年の担い手不足が顕著となってきております。さらに、練供養会式の運営にかかる費用については全て講の寄附によって賄われてきましたが、講からの脱退や後継ぎ問題で、寄附も少なくなり、運営に支障を来すほどになってきております。この練供養会式をはじめとして、市内には伝統行事を受け継ぐ活動がほかにもあり、特徴的な地域の住民活動となっていますが、まずは最初の確認事項として伺います。現在市内における伝統行事を守る活動にはどのようなものがあるのでしょうか。

川村議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 おはようございます。教育部の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

まず、市内におきましては、さきに重要無形文化財への指定が決定されました當麻練供養をはじめまして、数多くの伝統行事がございます。ここでいう伝統行事とは、少なくとも戦前に始まったものとさせていただきます。その上で、主なものとしたしましては、市内6か所、こちらは諸楯神社、笛吹神社、長尾神社、調田坐一事尼古神社、加守神社、當麻山口神社の各神社で行われますおんだ祭、柿本神社のちんぼんかんぼん祭、各神社の氏子が主体となって、十二振りのちょうちんを掲げる夏、秋の祭りなどがございます。そのほかにも、市内の各地域におきまして、伝統的に行われてきた行事があると認識しております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 市内ではほかにもたくさんの伝統行事が継承されているとのことですが、では、これらの活動に対して、行政からの支援、具体的には補助金等の助成は行われているのでしょうか。

川村議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 市といたしましての助成ですとか、補助金を交付している例はございません。ただし、葛城市観光協会において、幾つかの団体に補助を行っていると聞き及んでおります。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 行政としてのこういった伝統行事の活動に対する支援はないが、観光協会が支援しているケースはあるということですね。これについては後に触れるとして、先に練供養についての確認を続けます。実は私も父が亡くなった後を継いで菩薩講の講員として活動しておりますが、今から13年前、練供養の全国的な知名度を高めるためのプロモーションとして実行委員会をつくり、東京で実演を行ったことがありました。そのとき現地では、練供養の実演と展示、そして、土日なんですけども、當麻寺の各寺院の住職のご協力による講話、これを2週間にわたって行ったところ、実は全国から練供養の研究者というのが、もう毎日のように来られました。そのとき私、初めて知ったんですけども、全国には當麻寺練供養をはじめて20もの練供養が伝わっているということが分かりました。そのうちの1つとして、同じ奈良県の橿原市久米寺で執り行われている練供養に対して、これは実は行政から補助金を出されていると伺いました。これについて歴史博物館で調べていただいたんですけども、これは伝統行事に対しての助成ではなく、市民活動という位置づけでの助成と分かりました。伝統行事を担う団体に対しての行政支援は非常にハードルが高いということなんですけども、ここで

改めて確認したいんです。伝統行事を担う団体に対して、行政が補助金を交付するとするならば、どのような要件をクリアする必要があるのでしょうか。

川村議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 今回重要無形民俗文化財の指定を受けられました当麻練供養、聖衆来迎練供養会式を行っている団体に対する補助金につきましては、条件等につきまして、市としましては、法令や例規により、慎重にその内容を検討することが必要なため、ここではお答えいたしかねます。ただし、国につきましては、重要文化財に指定されたことで、団体が起こす事業に対し、国の補助金を受けることが可能となります。補助対象となる事業は補助要綱に定められておりまして、そのメニューを活用することができます。国庫補助事業となれば、県、市が随伴して補助を行うため、団体の負担額は、旧来に比べて大きく軽減されると思います。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 国として、団体が起こす事業に対して補助金を受けることが可能になると。また、補助対象となる事業は要綱に定められている、そのメニューを活用することができるということですね。分かりました。

では、続きまして、先ほど後に回しました観光協会として補助金を交付している事例があるとのことについて伺います。市は観光協会に補助金を交付しております。また、私の知る限り、観光協会は2件の伝統行事を支える団体に対して助成されておりますが、これまで、当麻寺練供養会式を支える菩薩講には助成がありません。これについて、補助対象団体と非対象団体の線引きはどのように行われているのでしょうか。これ、観光協会のことですので、行政の職員に伺うということは難しいと思いますので、観光協会の会長である市長に伺いたいと思いますが、市長はお忘れになっているかもわかりませんが、平成28年頃だったかかと思うんですけども、菩薩講を取りまとめていらっしゃる護念院の住職とともに、この件について一度伺ったことがございました。当時市長は、最初、宗教行事に対しての補助はやっぱり難しいのではないかというご見解でしたけども、その後住職がいろいろご説明されて、今回の国の指定の根拠となったように、地域住民の活動であるという点を説明されますと、研究してみますということをおっしゃった経緯がございました。それを踏まえて、改めて観光協会の会長としてのご所見をお伺いしたいと思います。

川村議長 市長という指名をいたします。

阿古市長。

阿古市長 行政の長としての答弁をさせていただきたいと思います。行政から、基本的に寺社仏閣に対する、宗教的なものを含めまして、それに対する補助等は基本的にはできないと考えております。これは税金の使い道として大前提がありますので、ですから、今、伝統行事とおっしゃいましたけども、例えば、今、おんだ祭等が神社で行われておりますけども、秋の大祭ですとか、紀元祭ですとかいろんな行事がありますけど、それに対する税金の投入等はできない。それと、今回問われています練供養会式につきましては、確かに文化財としての価値というのは認められましたけども、それは例えば寺社仏閣にある仏像やとか建物ですとか、そういうようなものが文化財になったときの、文化財としての価値に対する行政の援助とい

うものはあるという、宗教的なものに関してというものではないという認識を持っております。

今回おっしゃっております講に対する、団体に対する援助ということになりますと、今、観光協会のほうでも多分その例はなかったと、神社仏閣も宗教的なものはなかったと記憶しておるんですけども、例えば講というものの定義の中でどうなっていくのかということが、大前提になってくるのかなと思います。一般的な講というのは宗教的、経済的な共同団体組織にあります。また、宗教儀礼や修行を行う集団のことを講と呼びます。そういたしますと、講に対する補助というものが、果たして税金の使われ方としていいのかどうかというのはまだしばらく研究する余地があるのかなと。ですので、當麻の練供養につきましては、お面の更新、新しいものの準備ですとか、いろんな行政としての文化財としての支援というものは過去においてもずっとしております。それは文化庁のほうで、そういう整理をした中で置かれてるんですけども、宗教的な部分については多分どの行政もされてないであろうと。本来の税金の使い道からは区別されている部分と違うのかなという認識を持っております。また、こちらのほうは、観光協会のほうでまた議論をしていただけたらいいのかなと思っております。

以上でございます。

川村議長 よろしいですか。今、観光協会としての所見ではないという、市長としての所見ということでよろしいですか。

奥本議員。

奥本議員 今、議会という場なので、そういうご答弁で、一応承りました。今後この辺のところについては観光協会でも検討いただけるということですので、また、その辺り、よろしく願いしておきます。

では、続きまして、今年度新予算で市の20周年記念事業としての當麻寺練供養関連の予算づけがあるようですけども、これはあくまでもスポットの対応であって、事業主体である菩薩講への支援ではありません。何世代にもわたって親から子、子から孫へと受け継がれた途方もない努力によって、葛城市を代表する伝統行事、観光資源として認知されている練供養会式に対しては、市も知名度の恩恵を受けている点が多いのではないかと思います。一方、さきにご説明したように、練供養を支えている菩薩講の活動は年々厳しくなっており、昨年度の寄り合いにおいては、今後の担い手不足に対して、講員だけではなく、外部の協力者や賛助会員を募る等の改革を導入することも決まっております。現在菩薩講を担うものは、私も含めて、親から引き継いだこの行事を自分の代で途絶えさせてはならないという強い思いを持って活動しております。近年では、外国からお見えになる方も多く、特にヨーロッパ系の方々は、練供養を目の当たりにすると、非常にもう感嘆の声を上げられますことから、葛城市としても、世界に誇る伝統文化維持のための支援を行うことはやぶさかではないと思います。市として重要無形民俗文化財に指定された練供養会式に対する永続的な支援を検討いただけるかどうか、そういう余地はあるのでしょうか。教育長にお尋ねしたいと思います。

川村議長 樺本教育長。

椿本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の椿本でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今回、當麻寺練供養会式が国の重要無形民俗文化財に指定されたことを本当にうれしく思っております。まずもって伝統行事というのは、子どもたちの成長にとっても様々なメリットをもたらします。また、ふるさと葛城を誇りに思う郷土愛を育む上でも、大切にしていきたいと考えているところでございます。そのために、支援の形としては様々な方法があると思います。代表的な例としては、今、議員お述べの補助金等の交付が挙げられるわけですが、先ほど、教育部の理事の答弁にもありましたように、市としては現時点では伝統文化活動についての助成や補助金の交付をしている例はございません。このような現状を踏まえた上で、それぞれの伝統行事について、今後の活動の在り方や、あるいは将来を見据えた組織の在り方などについて、各地域の実情を基に、相談に乗り、必要に応じて助言や提案を行うなどの支援を含めて支援の在り方を考えていきたいというふうに思っています。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 承知いたしました。先ほど申しましたようにこの伝統行事を支える活動というのが、全国津々浦々、やはり後継者の問題であるとか、費用的な問題で、かなりしんどくなってきました。その中であって、今回、国のほうで重要無形民俗文化財の指定をいただいたわけなんですけども、先ほど理事からのご答弁にありましたように、国の補助要綱というのが適用される可能性があるということなので、その辺我々は全く分からないので、ご助言とか、またお願いできたらと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、続きまして、2つ目の質問に入ってまいります。2つ目の質問は、教育事業への公的支援についてであります。これ、実は2つ、更にこの2つに質問が分かれますので、順番にしていきたいと思います。

まず、その2つというのが、1つは学校周年事業への公的支援体制について、2つ目は、葛城市の奨学金制度についてという内容になります。では、1番目の学校周年事業への公的支援についてについてです。明治5年の学制頒布から150年が過ぎました。全国各地で学校の周年事業が始まっております。本市においても、一番古い當麻小学校を皮切りに周年事業が計画されております。これに関して、質問してお伺いしていきたいと思います。

まず、市内の学校周年事業について、市内各校において近々そういった周年事業が予定されているところは把握されていますでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 皆さん、おはようございます。教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの近々予定されているところのご質問でございます。2025年には、當麻小学校が、2026年には新庄小学校と忍海小学校がそれぞれ150周年記念事業を、また、2027年には新庄北小学校及び附属幼稚園が50周年記念事業を、2029年には磐城小学校が140周年記念事業を、2030年には白鳳中学校が80周年記念事業を予定されております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 では、それらの学校において周年事業に対する具体的な準備等の動きがあると思うんですけども、それらは把握されてますか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 各学校では、記念式典や記念品の作成などを予定されておりますが、詳細につきましては今後実行委員会を立ち上げ、検討されるとお聞きしております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 学校の準備とは別に、保護者、PTAのほうでも周年事業に向けて積立て等の準備をしておられるはずですけども、それらについては、教育委員会として把握されてますか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 今回、確認をさせていただきました。新庄小学校PTAと當麻小学校PTAで、一定の金額を積み立てられているとお聞きしております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 実際に実行委員会が立ち上がったら、その学校の卒業生や地域の方、また、その他もろもろの方に対して寄附を募られると思いますけども、現状では在校生である児童・生徒も、PTAを通じて、周年事業の準備をされているということです。

ここでちょっと全国に目を向けたいんですけども、学校周年事業に対して、行政が条例や規程等で定めて助成を行っているところがございます。いろいろ調べたら、結構ありました。金額的にはほとんど、多くが20万円から50万円程度の助成というふうに定めがあって、中に100万円というところもあるんですけども、葛城市の近隣の自治体の例で言いますと、直近の事例ですけども、広陵町立北小学校が昨年秋、150周年事業を実施されております。広陵町は、学校設置条例の中に、広陵町立学校創立記念式典補助金交付基準というのを定められて、最大で50万円という助成額を定められております。それに対して、現在の葛城市の状況を条例や例規を調べる限りではこのような規定を見つけることはできませんでしたが、実際のところ私も、調査不足なので、その辺り、規定があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 規定はございません。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 葛城市には学校周年事業に対する助成金制度はないということですね。では、ここで當麻小学校が過去に実施されました110周年記念事業について、当時の資料を入手しましたので、紹介したいと思います。会計資料によりますと、当時、當麻町からの事業補助金として2回にわたって入金されております。1回目50万円、2回目150万円の計200万円でした。これについてお伺いしますが、行政から公金を支援する以上、当時の當麻町において根拠となった条例や例規等の何らかの定めがあったものと推測されますが、それはこういったものだったのでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 根拠となった条例はございません。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 条例はなかったということですね。では、条例や例規等の規定がなかったのであれば、議会での何らかの予算承認が行われたと思うんですけども、それはこういった形で支弁されたのか分かりますか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 150万円につきましては、當麻小110周年記念事業実行委員会補助金として支出をされている旨、昭和60年度の當麻町一般会計決算書に記載されておりますが、50万円については分かりません。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 予算承認の経緯は不明であるけども、150万円については、決算記録で確認できるということです。

では、続いてお尋ねいたします。旧町合併の際の合併協定書、これをひもときますと、18項、各種団体への助成金、交付金等の取扱い、その中の2項、町独自の補助金等については従来の実情等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整するとあります。その後葛城市が誕生して、学校周年事業への助成金については、これを適用された、あるいは引継ぎがなかったと思われるんですけど、それはなぜでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 支援制度そのものは存在しておりませんので、引き継がれなかったと想定されます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 要するに、条例や規約等で学校周年事業への助成が制度化されていなかったもので、合併時に持ち寄って組上に上がらなかったものということですかね。當麻小や、恐らく磐城小学校もそうだったと思うんですけども、同様に周年事業への助成が行政からあったものと推測されますけども、単発の支出だったために、話が組上に残らなかった、出なかったということと推測されます。

それでは、助成金については確認はここまでとしますけども、次に、周年事業後の残金について確認させてください。當麻小学校110周年記念事業の残金について、当時の会計記録をひもときますと、教育基金へ算入すると残されておりました。そして、その後設立された財団法人當麻町教育奨学財団に入れられた経緯がございました。それが、残金の全額を充てたものかどうかを読み取ることができなかったのでお聞きしたいんですけども、実は当時、私、最年少の実行委員として、これに、事業に参加しておりました。その辺の終盤の会議だったかどこか、もしかすると、その設立発起人だったうちの祖父から聞いたんか分かりませんけども、残金は次の150周年事業にも充てると聞いた記憶があるんです。これも、もしかしたら、私の間違いか分かりませんが、実際のところ、この残金は財団に入ってるんですけども、それを将来の150周年事業にも活用するという取決め等は何かあったのでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 教育委員会、学校ともに記録は残っておりません。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 次の周年事業に充てるというような正式な記録は残っておらず、真相は不明ということですね。了解いたしました。

では、次に、先ほど触れました財団について確認してまいります。當麻小学校110周年事業の後、磐城小学校100周年事業の残金も合わせて、財団法人當麻町教育奨学事業団が設立されました。当時の資料には、当時の子どもたちの教育を支援されていた株式会社奥村組による奥村奨学会の制度を参考にされていた形跡がございまして、同時に、この事業団の設立趣意書がありました。非常にこの参考になりますので、ここで抜粋して紹介させていただきます。

財団法人當麻町教育奨学事業団設立趣意書。當麻町が旧當麻村、磐城村2村の合併により誕生してから30年を、また町制施行してからは20年を迎えようとしています。この間、當麻町は教育の里を一貫して標榜してまいりました。このように、行政の支柱として教育の充実を掲げてきたことは、過去の旧當麻村、磐城村の教育のすばらしさと、この教育を受けたことを基盤として成人した町民のたゆみない努力と勤勉さ、鋭意さによるものでありますとともに、豊かな人間性が育まれるまちづくり、郷土づくりが教育に期待することの大なることを認識するからであります。また、全国に誇る當麻町の文化財が約1200年余りを経た今日に受け継がれてきたのも、これを理解する郷土町民一人一人の教育による文化的資質によることも忘れてはならないことであります。ちょっと長いので中略しますね。次、ここに、當麻町立當麻小学校が110周年の記念すべき年を迎えるに当たり、同校卒業の同窓が相集い、次代に残す有意な事業を相図られましたところ、恵まれざる事情にある當麻町内に居住する家庭の子女のために奨学援助を行い、将来有為な人材を育英することを目的とし、また、郷土の後輩たちが末永く正しい教育の下で豊かに勉学にいそしんでくれ、そして、より豊かな教育を創造されんことを念願して、財団法人當麻町教育奨学事業団を創設すべきであるとの議が成立したのであります。この意を十分にご理解いただくことこそ、郷土町民が永年希求してきた理想郷土実現への道でありますという高い理念の下にこの財団が設立されております。また、この財団とは別に、当時當麻町が運営していच्छった教育基金があったかと思うんですけども、これについて詳しくお伺いしたいと思います。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 財団法人當麻町教育奨学事業団につきましては、先ほど議員もお述べになったように、昭和60年5月1日に恵まれざる事情にある當麻町内に居住する家庭の子女のために、奨学援助を行い、将来有為の人材を育成するとともに、義務教育の振興充実を図ることを目的に設置された財団でございます。それとは別に當麻町学校基金がございました。當麻町教育奨学事業団につきましては、平成18年11月に當麻町教育奨学事業団から當麻教育奨学事業団へ名称を変更されまして、平成25年3月31日まで存続をされ、平成25年4月1日に存続期間の満了により解散をされております。解散の理由書には、平成21年9月に発足した政権の政策で、高等学校の実質的授業料の無償化導入に当たり、財団の役割は終了したという認識に加え、一般法人、財団法人に関する法律の施行により、一般法人、公益法人のどちらかに移行する

ことが必要となることに伴い、当財団の現状を考えると継続は困難との判断から、存続期間を設け、解散するとされています。教育基金につきましては、教育の振興のための資金に充てるため、平成16年10月1日に葛城市教育基金が設置されております。合併前の新庄町教育基金と當麻町学校基金で積み立てられた現金などが充てられております。

以上でございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 分かりました。その財団が、いろんな法律の改正とか、もろもろの事情によって解散されたということですね。最終的には葛城市になってから教育基金に編入されていると。もう少し詳しく確認なんですけども、この當麻町時代において、この財団と當麻町の町の基金との使い分け、それはどのように行われていたのでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 財団の行う事業の目的は、當麻町内に居住する家庭の子女に対する奨学金の給与または貸与などで、當麻町学校基金の目的は、学校教育の振興のために設置されたものでございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 財団のほうで、さっき、奨学金の給与じゃなく、給付と貸与ということですね。分かりました。ということは、この旧の財団の奨学金を使って、これ、私、調べましたら、旧當麻町の時代、61名の方が高校を卒業されております。先ほど新庄町のエ教育基金が葛城市にも合わさっていると説明がございましたけども、旧の新庄町では財団はあったのでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 先ほどの答弁で給与と答えておりますが、そちらは登記で目的がそのようになっておりますので、正しくお答えはさせていただいておるところでございます。

今のご質問でございます。新庄町には財団はなく、教育基金は条例により設置されておりました。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。平成27年に実はこの當麻町教育事業団が解散となっております。27年です、先ほどご説明ございましたのに補足しておきますけども。その際、実は残金が6,511万円あったんです。この6,511万円が葛城市のエ教育基金に繰り入れられております。その際、議会でも何人かの議員が質問されておるんですけども、そのときの議会議事録をひもときましたら、当時下村議員であるとか白石議員が、やはりこんだけの大きなお金を基金に入れるのであれば、財団の設立趣旨にのっとった教育への活用ということをお願いされております。また、当時の山下市長も、こういうご答弁をされておりました。これをつくり上げられてこられた皆さん方の思いというものをしっかりと大事にしながら、子どもたちのために、教育のために、いかように使うべきかということは、しっかりと相談をさせていただきながら、それを堅実に使わせていただくと答弁されております。今現状、そしたら、葛城市教育基金の使用目的、それが具体的にどのように活用されてきたのか、また、現在の残高について教えてください。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 財団を解散するに当たり、教育振興のためということで、平成27年に6,511万2,066円が葛城市に寄附をされ、葛城市教育基金に繰り入れられました。葛城市教育基金の目的は、教育の振興のための資金に充てるためのものでございます。教育振興のための事業に、具体的には、當麻町小学校礼法室改修工事や、学校施設長寿命化計画の策定、磐城幼稚園改築工事に充当をされまして、直近では、中学校の拡張型天板購入に支出をされております。基金の現在の残高は1,276万1,075円となっております。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 この間葛城市の教育基金としてもろもろ教育に対する投資を行っていただいておりますということが分かりました。残金が1,200万円余り、これが多いか少ないか、私、今ここで判断できませんけども、当初、當麻町の財団からは6,500万円入っていたということだけ、まず念頭に置いておいてください。この當麻町教育奨学事業団、また、最終的には當麻教育奨学事業団になったんですけども、これは教育のための奨学金制度を担っておられたということですよ。奨学金制度につきましては、現状、県の奨学金制度というのはあるんですけども、それとは別に、葛城市においての子どもの教育のための奨学金制度というのはあるんでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 奨学金制度はございません。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 奨学金制度はないということですね。これ、実は葛城市に限らず、私、調べる限り、県内の自治体では実はないんです。奨学金制度はないということですけども、実は1人だけ、奨学金をもらっていらっしゃる方がいるんです、平成24年度。だから、當麻町の財団の寄附がある前の話、平成24年やから前の話になるんですけども、葛城市の基金として、そこから、平成24年度に1人だけ奨学金制度を適用されて、高校に進学された方がいらっしゃるということがありました。ちょっと先ほどの答弁とはここは違いますよね。それはそれでいいです。いずれにせよ、當麻町教育奨学事業団が掲げた高い理念は葛城市に引き継がれていなかったということで、これ、非常に残念なんですよ。

もう一度奨学金のことを全国でどうということかと調べたんですけども、県内のほかの自治体ではそういう独自の制度はございませんでした。ところが、全国で目を向けましたら、無利子の奨学金の貸付制度を導入している自治体が少数的ですけども存在することが分かりました。従来、奨学金というのは学生の経済的な負担を支援するという目的が主だったんですけども、最近では、奨学金の支給条件として卒業後の地域内での居住や就業を定めており、それが定住人口の確保と地域内経済の活性化につなげて、まちづくりの政策の一環として若い世代による地域活性化につなげるということを目的としている事例が出始めてるんです。高校教育までは何らかの教育費への支援という制度は、今、県も含めてあるんですけども、家庭の経済事情に対してですよ。対して高校卒業以降の進学、高等教育への進学について

は、よほど裕福な家庭の子どもでない限り、ほとんどの方が、アルバイトや奨学金に頼っている学生が多いという現状がございます。また、コロナの間、特に大学生においては、学校施設を全く使えず授業もない状態にもかかわらず、学費だけは満額納めないといけないということが課されておりました。さらにコロナで、飲食業とか、特にアルバイトができなくて、収入を断たれた学生が自主退学したり、あるいはもうご存じのように、裁判で学費の返還をというふうにおっしゃった学生もございました。非常にやっぱり、その辺りの層というのはいろんな社会的なセーフティーネットはやっぱりまだまだ少ない状況でございます。また、大学生というのは今や我々の時代と違って、国民年金はもう義務化されておりますし、昔と違って、この辺の世代の経済事業が非常に厳しくなっている。また、この層こそ次の時代を、また高齢者を支えていくべき存在であるに対して、やはり私個人としては、せめて教育の負担をもう少し軽くしてあげられないかと考えるわけです。かつて當麻町教育奨学事業団が掲げた高い理念において、子どもたちの教育に投資する気概を示されております。その結果が今の葛城市を形づくっているのではないのでしょうか。私は今回の質問を通じて、葛城市の子どもたちへの教育への支援策として、学校周年事業への助成と、生活保護世帯への援助とは異なる市独自の高等教育への奨学金制度の導入をお願いしたいと願うわけですが、これについての市長のご見解を伺いたいと思います。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 當麻の財団の件につきましては、今、こちらにおられる、たしか下村議員と一緒にその当時来られたように記憶しております。解散するに当たってその残金の寄附を申し入れられたのは、たしか一緒に来られたときがそうだったのかなという記憶がありまして、また従来から、両市とも教育基金的なものがあつたんですけども、それはその財団と寄附がその以前から実はあつた部門でして、もうそれはほとんど使い切ってたような状態だった。そこにいただいた六千数百万円のお金を基金として繰り入れた。それで、その経緯を実は存じ上げてましたので、その基金の使うときには、当初は財団を構成されてた寄附を持ってこられた方に、了解といいますか、お話をさせていただいてた記憶があります。特に、當麻小学校、磐城小学校の主な周年事業で集められたお金だということは理解しておりましたので、です、まず、補助事業として整理ができなかった當麻の小学校の作法室の改築といいますか、新しく建て替えの段階のお金として、使わせていただいていたんですかという了解を取って使用させていただいた記憶があります。ですので、その財団が解散されるときにはいろんなお話を多分行政としてはお聞きしてた、私は受けたわけやないんですけども、お聞きしてたと思いますけども、その趣旨に反してないですかということを確認した上で使わせていただいた、それがたしか平成30年か平成31年か、それぐらいやったと思います。それ以降、金額的にも使う分については、葛城市の子どもたちのためであればいいですよという返答をいただきましたので、それ以降は特にお呼びしてお話をしたという記憶はないんですけども、使用については、そのような当然、議会の了解いただいているんですけども、そういう気持ちの中でさせていただいてたことがあります。

それと今、奨学金制度につきましては、まず、制度としては、多分、旧新庄町も旧當麻町

もそれに似たものを持ってたように私は思います。ただ合併した当初に、入学支度金制度みたいな名前の名称の条例制定だったのかなと。一時金的にお渡しするような、ただ、その経緯をちょっとかなり古い話ですのであれなんですけども、実績としてはほとんどなかったように記憶しております。ですので、今現在も多分、その条例が生きているのか、実際には金額が上がってきてないので、記憶は曖昧なんですけども、その辺の確認はまた後ほどでもしたいなと思うんですけども、奨学金制度そのものはそのときの時代背景や、特に、経済状況等に影響されるのかなと思います。過去においては、非常に経済的な理由で進学等がしにくい状況の家庭が多かった。多かった中でその制度そのものが、いろんな国の制度や、今もあるんですけども、国の制度や、県なり、地方自治体が援助してきた、その中でその価値は大きくあった。ただ、この財団、當麻の財団もそうなんですけども、もうその当時から、そろそろ、何といいますか、奨学金制度そのものの意味が薄らいできてたのかなというような気もいたします。今現在、じゃあどうなのかということやと思うんです。経済的理由で教育を受けられない子どもたちは、これはやはり行政として支えていくというのは、これはたしか法律の中にもうたってあったように記憶しておりますので、本当にそういうふうな経済状況が今現状としてあるのかなのか、それをまず分析する必要があるのかなと思います。本当にほかの奨学金制度以外で子どもたちを教育を受けることができないような状況に追い込む、そのセーフティーネットとして働かない、働いていないという現状があるのであれば、それは考察をしていく必要があるのかなという思いがあります。

以上でございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 まず奨学金のところ、今、市長おっしゃいまして、その時代背景、経済状況に左右されることがあって、当時當麻町の事業団が解散されたのはちょうどバブル期の頃で、やはり世間がやっぱり右肩上がり、いろんな裕福な時代でした。それに比べて今現状どうかということを検証していく必要があるということでしたけども、今現状先ほども申しましたように、やはり、民間の新入社員の給与ってこの30年間上がってないんですよ。やはり先ほど申しましたように大学生のほうの学費は年々上がる一方で、親の収入は、もう上げ止まり、なおかつ、いろんな税金が、かつてはなかった税金が課されている状況で、そこにコロナというちょっとまた、予想外の事情が襲ってきて、非常に今の時代こそ、本来やっぱりそういうこの層に対する援助が必要なきだと私は思っております。そういった意味も踏まえて、今こそやっぱりそれが必要な時代であるという認識をちょっとお持ちいただきたいというのが1つ。

それから今のご回答になかったんですけども、周年事業への助成というのはどう考えていらっしゃるかと実は聞きたいんです。何回も申しますように、もともと當麻小学校と磐城小学校の周年事業の残金を充てられて、そこに対して町からの助成も入っていたと思うんですけども、その金額がこの教育基金として組み込まれておりました。仮にこれ、広陵町と同じような金額として仮定して、最高50万円として、それを丸々支出するとして、市内の公立の幼・小・中、12校園に対して、周年事業として渡すと仮定したら、仮定したらの話です。これは1年じゃない、もう何十年にわたっての期間で合計たった600万円にしかないんで

す。やっぱり6,500万円に対して、この600万円ぐらいは何とかしたってよというふうな思いもあるんですけども、そこについてもう一度改めて、周年事業に対してどんな感じかだけ、ちょっとお答えいただきます。お願いします。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 事前には私のほうに来るとは聞いておらなかったんですけども、お答えさせていただきま
す。過去において、100周年なり、當麻のは110周年というのは、100周年しなかって110年だ
ったと思います。ですので、大きい50周年とか、100周年とか50年刻みの事業というのはか
なりやられてて、実は私も中学校のPTAをさせていただいたときに50周年をさせていただ
きました。そのときの記憶からしますと、50周年事業、周年事業をやりたいという中で、行
政のほうに、あの当時は町長でしたけども、頼みに行きました。それでご了解をいただいて、
幾らかのお金を出していただいたということです。ですので、何といたしますか、制度として
はないんですけども、周年周年で、保護者なり、学校からの要望が上がって、その当時の理
事者、行政としての判断をし、議会に予算計上をお願いしてたというやり方、ですので、そ
の周年の在り方も、場合によっては、60周年、80周年、70周年と、10年刻みでやられるとこ
ろもあるような、その行事の内容もばらつきありますので、大きいときには、その当時の保
護者なり学校のほうから要望を上げていただいて、最終的には議会のご同意をいただいて予
算づけをしてきたということやと思います。ですので、制度としては存在しないというのは
まさにそのとおりで、ですので、それを制度として整理する必要があるのかというのはまた
考えさせていただきますけども、この基金とは別の考え方やと思います。ですので、財団が
解散されて寄附されて、それで、子どもたちのためにとおっしゃるんですから、本来でした
ら、周年事業は子どもたちのためでは実はありませんのでね。ですから、そういうことを言
うと、あれですので、行政として、原資は何にあれ、行政としてそういう制度を持つ必要が
あるのかないのかということは検討したいなとは思いますが、過去において制度がない
というのはまさにそのとおりです。その当時の、学校の関係者の方が、行政に働きかけて、
お願いして、やりたいですから、ちょっと援助していただけませんかという話をして、行政
として予算計上をして、議会の同意を得て、そして予算執行していったという流れそのもの
です。ですので、周年事業については、制度として持つ必要があるのかないのか、その辺は
ちょっと分析したいなとは思いますが。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 周年事業として、制度としてどうかということですけども、これもちょっと近隣の市で、
名前は出しませんが、学校の統廃合の話があって、その周年事業を待っていると学校がな
くなってしまっていると。できないので、中途半端な時期になるんですけども、やってしま
おうということでされたところもございます。やはりそういう不測の事態で、もう学校も永
続的に続いていくわけじゃなくて、これから先、地域によっては子どもの数が減って、現に
減ってる学校もありますけども、そういったところで、こういう事業につながらないという
ところがやっぱり出てくるかと思います。逆に、非常に人数が増えてきて、もう一つの学校

の器には収まりきらなくて、もしかするとそれを分けてということもあり得るかもしれません。そういったときに、いろんなところでどの時代の方がそれにこういった制度に対して、覚えていて、行政に対して、その都度その都度必ず、要望出されるかということはやっぱりちょっとこれはもう私、必ずできるとは思えないんですね。だからこそやっぱり行政としてその辺、ちょっと見てみてあげてほしいなど。その事実、やっぱりそれをやっているところもあるわけですし、かつての當麻町は制度としては規定されていませんでしたけど、そこはやっぱり判断としてされたわけです。

それと、基金としての支出はどうかということもおっしゃいましたけども、それは分かっていますけども、もともと私、言いたいのは、この基金の原資として、その残金を充てられた、そこに対して、何らかのフィードバックがあつていいんじゃないかという提案なんです。その辺分かってください。それとあと、現状の子どもたちのための周年事業でもないとおっしゃいました。これやっぱり、どこの学校もそうですが、現在在校生としている児童生徒は、周年事業として、やっぱり主体的に事業のお祝いされているわけですから、これ、卒業生だけのものじゃなくて、やっぱり今行っている子どもたちのためでもあるわけですから、その辺りを踏まえた上で、研究するっておっしゃったので、その辺、期待をお願いしておきます。

以上で、答えとしては、そういう形で出ないのは分かってましたけども、研究していただくということでしたので、今回の一般質問はこれで終了したいと思います。以後よろしくお願ひしたいと思います。

川村議長 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

次に、6番、梨本洪珪議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、梨本洪珪議員。

梨本議員 皆様、おはようございます。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。

今回、私の質問は2点ございます。1点目が施政方針と各項目の進捗について、2点目が住みよさランキングについてでございます。

これよりは質問席よりさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 よろしく願いいたします。まず、1つ目、施政方針と各項目の進捗についてからお伺いさせていただきます。一般的に行政の継続性という言葉がございますが、市政を担う者が変わっても、葛城市は続いてまいります。時のリーダーが立てた政策がいつ花開いた、もしくは失敗だったかは、後になって結果が出ることも多く、長期的視点を持って辛抱強く政策を進め、それを検証し続けることが大切であると考えています。その検証において、市長施政方針を連続して見ることは本当に大切なことであると考えています。当然、内容によって、短期的、長期的なものもあり、継続して実施し続けなければならない事業と、期限を区切って達成すべき事業がございます。私は、物事を整理する際、迷子になっていないか、よく考えます。迷子には3種類ございます。まず、今どこにいるのかが分からない。これは現在地

の迷子です。どこに行ったらいいのかが分からない。この場合は、目的地の迷子。そして、現在地も目的地も分かっていますが、どう行けばいいのかが分からない。これは行き方の迷子でございます。

1つ目の現在地の迷子とは、今現在の正しい状況が認識できていないことです。市政においては財政や社会的環境を確認する必要があると考えます。

2つ目の目的地の迷子は、将来が不明確であること。市政においては、ビジョンや目的、目標を明確に定める必要があると考えます。

3つ目の行き方の迷子は、地図がないことです。市政においては、総合計画などを定め、その方針に沿った事業を行う必要があります。

これらが市役所全体、市長と全ての職員で共有できていて初めて効果を発揮し、阿古市長の目指す市民第一の住みよいまちづくりが実現できるはずです。

市長施政方針は、現在地を確認しながら、目的地を見失わず、計画を実行し続ける上で、極めて重要であり、執行部の魂が込められていると考えております。その視点から、平成30年から令和6年まで、阿古市政での施政方針を確認し、今回の質問を通じて、私が考える葛城市の現在の課題を提起したいと思います。

まず、1つ目の質問として、人口5万人チャレンジについて伺います。目的地を設定する上で最も基礎となるのは、将来人口フレームです。将来人口が3万人のまちづくりと、5万人のまちづくりは大きく異なります。この人口政策を間違えると、取り返しがつかないことになります。5万人チャレンジについては、平成31年と、令和2年度の施政方針、そして、令和2年3月に策定された第2期葛城市総合戦略にも記載がございます。令和3年3月、私が一般質問で同じような内容を問うた際、阿古市長は、公約どおり、5万人チャレンジを目指していると答弁されました。そして、総合戦略に記載されている人口ビジョンでは、将来人口を3万7,044人と設定しているが、更なる目標として、人口5万人チャレンジを目指したいと考えている。具体的な目標年次はないが、少しでも近づくことができるように取り組んでいきたい。このような趣旨で答弁されました。しかしながら、令和2年度以降、人口5万人チャレンジという文言は、施政方針の中に、1度も出てきていません。そこで最初の質問です。現在も、人口5万人チャレンジが目標でよいのか、教えてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市第2次総合戦略において、将来人口推計を基に、長期的な設定として、令和42年時点での将来人口目標を3万7,044人としております。あわせて、今後更に葛城市が飛躍的に人口増となるような目標も視野に入れた人口5万人チャレンジの取組についても進めていくこととしております。

以上です。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今の企画部長の答弁では、5万人が数値目標なのかどうなのか不明確な感じもいたしますが、チャレンジは継続していると理解いたしました。

さて、先月27日、厚生労働省は、人口動態統計の速報値を公表しております。それによりますと、2023年の出生数は過去最少の75万8,631人、婚姻件数も戦後初めて50万組を下回り、48万9,281組。これは、国立社会保障・人口問題研究所の推計よりも、およそ12年早いペースで、少子化が進んでいるとのことでございます。死亡した人数が生まれた人数を上回る自然減は17年連続で、日本全体で人口減少が進んでいます。そのような中、葛城市だけが人口を大幅に増やすという目標は、相当ハードなチャレンジであると考えているわけですが、人口5万人にはいつ到達すると予測されているのか。想定している今後の人口増加ペースや実現見通しについて教えてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 具体的な目標年次はございませんが、現在も人口が増加し続けている葛城市が、そのポテンシャルを生かし、5万人の到達に向けて取り組んでおります。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 部長の答弁で、葛城市のポテンシャルを生かしという表現がございましたが、これは少し曖昧な表現であると考えております。この議論をする際には、現在地を知ること。つまり、そもそもなぜ葛城市は人口が増えているのかを検証する必要があるとございます。それは、自然増ではなくて、近隣市からの移動人口の増加、葛城市に移り住む人が、出て行く人を上回る、いわゆる社会増によるものでございます。しかしながら、先ほどの人口動態統計が示すように、そもそも全体のパイが激減している以上、ほかの自治体とは違った施策が必要だと考えるわけですが、現時点で行われている、定住人口を増やすための具体的施策について聞かせてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市がこれまで行ってきた、すむなら葛城市住宅取得事業、乳幼児（子ども）等医療費助成制度などの様々な取組が実を結ぶ形で、住んでいる方の満足度が高まり、それが、市外からの転入にもつながり、人口が増加している状況であると考えています。これまで子育て、福祉、教育など、様々な環境整備を行ってきましたが、今後更に定住人口を増やすために、それだけではなく、住みよさランキングにも分類されている葛城市の弱い部分、例えば利便度や地域の稼ぐ力の指標となる富裕度など、葛城市のにぎわいづくりとなる施策を民間事業者の活力も使って取り組むことが大切であると考えております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今出ました住みよさランキングにつきましては、後ほど触れさせていただきますが、ここからは私の個人的見解を述べさせていただきます。私が分析するに、葛城市の人口が増えているのは、現在の施策によるものではございません。新庄町、當麻町の時代から、将来を予測し、道路や上下水道のインフラを整え、まちづくりを継続してくださった先達の恩恵によるところが大きいと考えています。そして、この数年の施政方針や予算を見る限り、5万人の目標と具体的施策は一致していないと考えています。また、自治体間競争を勝ち抜き、葛城市だけが人口を維持、増加させたとしても、日本の中で、葛城市だけが住みよくなるとは考えられません。以前から申し上げておりますが、私は人口ビジョンを基礎とした創造

的過疎の視点、つまり、人口減少時代を見越した上で、市民の豊かな生活を維持できる政策が必要であると考えています。今後も人口5万人チャレンジを続けるのなら、5万人になることが葛城市市民の幸せにつながっているというエビデンスと、それを実現するための施策を具体的に示していただきますようお願いを申し上げます。

次に、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業について伺います。手元にある平成30年度以降の施政方針には、これも毎年記載がございます。しかしながら、この7年間、内容はほとんど変わっていません。毎年、早期の完了を目指す、引き続き取り組んでまいります、引き続き推進してまいりますの文言で締めくくられています。そこでお伺いいたしますが、尺土駅前周辺整備事業の早期完了とは具体的にいつなのでしょう。完成目標とする年度があればお聞かせください。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

尺土駅前周辺整備事業についてでございます。令和元年度からの進捗についてでございますが、尺土駅西側に橋梁の設置を行い、その後、エレベーターに係る設計業務を実施し、現在、令和6年度の供用に向け、設置工事を行っております。駅前広場ロータリー等の完成目標については用地の取得次第となりますが、その後、地下通路、周辺道路の整備に二、三年必要と考えております。

以上です。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 この事業の進捗は、阿古市長の選挙公約と大きく乖離しています。相手方のある用地取得で難航しているのは理解いたしますが、我慢にも限界がございます。早期の完了という曖昧な表現ではなく、事業部内で、完成年度を設定して取り組んでいただきたいと要望しておきます。

では、国鉄・坊城線整備事業の道路拡幅工事は、どれだけ推進したのか、完成目標とする年度も伺わせてください。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 国鉄・坊城線整備事業についてでございます。令和元年度からの進捗についてでございますが、JR架道橋及び道路の改良工事を行っており、この4月より架道橋道路の開通を予定しております。架道橋から東側については道路改良工事、歩道の設置工事を進めてまいります。

なお、用地の取得率については、約50%となっており、残りの部分につきましては、用地取得が完了次第に進めてまいりたいと考えております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今、部長のほうから説明がありました架道橋の完成、これは大変喜ばしく、ようやく不便が解消され、感謝申し上げたいと思います。しかし、全体の用地取得率は50%で、こちらも全体の完了時期は示されていません。両事業とも、長期的なものとは理解していますが、目標には期限が設定されて初めて計画として機能いたします。用地取得が想定どおりに進んで

いないのであれば、何らかの手だて、工夫をしなければならない時期ではないでしょうか。近鉄新庄駅前や南阪奈道路側道の整備など、これまでも大きな事業がございましたが、用地取得を含めて、これほど長時間滞ってはいなかったと記憶しています。これら2つの事業には、私の下にも、近隣住民から厳しい声が寄せられています。完成はいつになるのかという声も多い現状でございます。にもかかわらず、令和6年度の施政方針からも意気込みがうかがえないのは大変残念です。執行部の更なる努力に期待しております。

次に、工業系ゾーンの推進について伺います。平成30年から令和3年度までの施政方針では、企業宿泊施設誘致の項目で触れられており、令和4年度は新村工業系ゾーンへの企業誘致、令和5年度以降は、工業系ゾーンの推進と記載されています。これにつきましては、新村工業系ゾーン内、市道新町・柳原線の拡幅事業が進められておりますが、その進捗と完了めどについてもお聞かせください。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 市道新町・柳原線の拡幅事業についてでございます。令和元年度から、道路設計事業に着手し、令和3年度から令和5年度にかけて、県道橿原新庄線の交差点から西側約300メートルについて、道路の拡幅工事を行いました。この事業は、工業系ゾーンの利活用や、国民スポーツ大会など、関連事業と調整し、進めていく必要があります。残りの部分については、用地取得や建物補償、交差点改良工事等を行っていくことから、葛城川東側線交差点まで、五、六年かかることとなります。

以上です。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 この事業が進まなければ、企業誘致にも影響を与えます。ほかの整備事業のように用地取得でつまづくことのないよう、お願いを申し上げます。一方で、令和5年度までと違い、令和6年度の施政方針では、この項目から企業誘致という言葉が消え、文章のボリュームも減っています。企業誘致についての取組は順調に進んでいるのか、聞かせてください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

令和4年度に県の補助金をいただき、産業用地創出基本計画を策定いたしました。令和5年度は、市役所内の関係部署を集めたプロジェクトチームを結成し、産業用地創出のための会議を重ねているところでございます。その中で、各部署における課題を洗い出し、近隣市への協議が必要なものについては、その調整をしながら、インフラ整備の計画について検討を行っておるところでございます。京奈和自動車道と南阪奈道路の双方にアクセスがよいという好立地であるため、企業からの需要は一定数あるものと考えております。そのため、まずは企業へのアプローチよりも、現在ある法的な規制について、きっちりと対処していくことに注力してまいりたいと考えております。

なお、工業系ゾーンにおいては、なるべく区画を大きく区切るような企業を誘致したいと考えております。また、周囲が農地でありますので、環境に優しい企業、さらには、市内の方が多く働くことができるような企業に来てもらいたいと思っております。この点について

は、奈良県の企業立地推進課とも連携して調整を図っているところでございます。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今の部長の答弁でおおむね理解をいたしました。企業へのアプローチより、法的な規制への対処が優先という部分に少し引っかかりました。できる限り並行して進める必要があるのではないのでしょうか。工業系ゾーンは、葛城市だけが推進しているのではございません。優良企業を誘致したいのは、どの自治体も同じはず。そして、企業側に、葛城市の工業系ゾーンを選んでいただくためには、他市に秀でた何かが求められます。この事業においては、今後も奈良県と連携を密に図り、誘致したい企業に積極的に営業することなどが求められると考えます。雇用や新たな地域経済の循環を生む優良企業が誘致できれば、まちは活性化します。葛城市にとって、すばらしい成果が得られることを期待しております。

次に、宿泊施設誘致について伺います。この事業は、平成30年度から令和3年度まで、企業宿泊施設誘致の項目で記載されています。しかし、令和4年度以降の施政方針からは消えております。この宿泊施設誘致に関しては、阿古市政1期目によく耳にしたと記憶していますが、ここ数年どうなったのか、聞こえてきません。検討されていた宿泊施設の誘致の交渉結果についてお聞かせください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

当時、都市整備部と企画部で、幾つかのホテル事業者と宿泊施設の誘致に向けた話合いを行ってまいりました。しかしながら、コロナなどの影響もあり、なくなっている状況でございます。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 立ち消えになっていることを残念に思います。当時はコロナの影響もあったのかもしれませんが、5類となった今なら、交渉再開も可能なはず。現市政の主要な施策として、複数年間項目を挙げていたのであれば、完遂する見通しと覚悟を持って取り組んでいただきたいと考えます。

一方、社会教育センターについては、令和3年4月に休館となるまで、奈良県の所有施設であると葛城市は静観していたように思うのですが、令和3年度から、施政方針の前段部分で触れられ、令和5年度からは、宿泊施設の誘致と記載されています。観光施策上重要な場所でもあり、進めていただきたい事業の1つではございますが、そもそも当初に想定していた宿泊施設とは別の取組のはずです。現在の宿泊施設誘致を予定しているのは、社会教育センターの跡地利用のみののでしょうか、教えてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 宿泊施設の誘致については、現在のところ、奈良県が所有する社会教育センター跡地を奈良県と一緒に進めております。そのほかに葛城市として進めているところはございません。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 ここについては、施政方針の主要な施策について、事業の中断や変更を行う際には、私は、

市民や議会への説明責任が伴うと考えます。今後事業が完了した以外で施政方針からの削除や、大きな変更のある場合、その経緯や意思決定のプロセスを丁寧に説明していただきたいと要望しておきます。

この質問の最後に、西の山の辺の道の事業について伺います。

(発言する者あり)

川村議長 今、質問者が質問されているので、今の質問の区切りで何か市長のほうから、今。

梨本議員 時計を止めてください。時計止めて。

(発言する者あり)

川村議長 確認事項を今されていると思いますので、今、質問者のままで続行します。

梨本議員 いいですか。そしたら質問していいですか。

川村議長 はい、どうぞ。

梨本議員 では、この質問の最後に、西の山の辺の道事業について伺います。この事業も、令和4年度と令和5年度の主要な施策として記載されています。しかし、令和6年度の施政方針には、前段部分で取り上げられているものの、主要な施策の項目からは外されています。また、令和4年度は仮称であったものが、令和4年度には仮称が外され、市政フォーラムの資料を見ると、また、仮称とつくなど、名称表記も二転三転しています。この事業における近隣市との調整や今後の見通しについて伺わせてください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 (仮称)西の山の辺の道の事業についてでございます。令和4年度は4市そろっての担当者会議を3回行いまして、コンセプトの検討やルート案の設定などを話し合いました。各市の担当者からは、それぞれの課題の報告があり、協議を重ねてまいりました。令和5年度は、副市長と私が香芝市、御所市、五條市を訪問いたしまして、各市の副市長や幹部級職員と面会いたしました。事業の目的やこれまでの経緯について説明した上で、令和6年度、協議会の設立に向けて協力していくということを確認しております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 昨年の当初予算特別委員会では、修正となったわけですが、ようやく多数の議員が提言していた協議会の設立に向けて協力していくとのこと、それぞれの課題を解決し、早期に進展があることを望んでおります。ただ、西の山の辺の道という名称については、私が懸念としている他市の関係者から、前向きな声は聞こえません。令和6年も施政方針に、仮称で記載しているのであれば、名前にこだわることなく、山麓エリアの活性化を目指していただくことを願っております。

最後に、この質問の総括として申し上げたいことがございます。実は、令和6年度の施政方針を見て、私はがっかりしています。それは、計画や方針の本質を見失っていると感じるからです。この施政方針は、葛城市の最上位計画である総合計画、これの3つの政策の柱、政策目標、施策目標にひもづけられています。つまり、事業を行うのは上位目標を達成するためのはずなんです。にもかかわらず、今年度からはひもづけられた目標が変わっている事業がございます。具体的には人口に関わる移住・定住推進事業と空家等対策事業です。昨年

度までは政策の柱1、政策目標3の歴史・文化と調和的な地域づくりを達成するため、移住・定住推進事業と危険空家等の解体工事補助事業が行われていました。葛城市第2次総合計画にも、この項目に移住を促進するプロモーション活動を行うとともに、移住に対する助成制度を充実させ、人口を引き続き維持、増加させますと記載があり、年間転入者数の目標値も設定してあります。空き家対策についても、この項目に、今後増加する可能性が高い空き家について現状把握を進めるとともに、空き家の有効活用や安全対策上の除却も含めて必要な対策を取ることができるよう云々、とはっきり記載されています。しかし、本年は実施される事業もほぼ変わらず、施政方針の文言もほぼ同じまま、別の政策の柱、別の政策目標を達成するため、この2つの事業を行うとなっているんです。これは一体どういうことなんでしょうか。私は、総合計画を再度隅から隅まで読み直しましたが、変更された項目に、移住・定住や空き家に関わる政策、施策は一切記載されていません。本来、達成すべき目標があって、事業を行うはずで、事業ありき、思いつきで達成すべき目標へのひもづけが変更されるのは、本末転倒です。総合計画と整合性の取れていない施政方針を示されては、市民は迷子になってしまいます。少なくとも私は、目的地とその行き方が理解できず、迷子になっています。筋の通った政策を立てていただき、施政方針に記載された事業は必ず推進、完遂させるとの決意を持って、令和6年度の事業も進めていただきますよう要望し、1つ目の質問は終結させていただきます。

次に、住みよさランキングについて質問をいたします。これについても、実は令和2年度以降、施政方針にも記載がございます。いずれの年でも全国上位に選出されているということでございますが、これは葛城市民にとって、大変うれしく、誇りを持てることであると喜んでおります。また、冒頭の迷子の話で言うなら、客観的な市政の現在地を知る上で参考になる、そんな順位であるかもしれません。一方で、以前、ある市民の方から、何をもって住みよさを計っているのでしょうかと私に質問があったことがございます。その際、多くの市民にとって、順位のみが独り歩きをし、内容を正確に理解している人は少ないと気づくことができました。住みよさランキングが掲載されている都市データパック、今日は手元に議会の図書室にあるものを持ってこさせていただきましたが、これは税込みで1万7,820円と、非常に高額です。ですので、よほど興味がなければ、市民の方が手に取る機会も少ないと考えます。毎年、施政方針に記載がある以上、市民とその代表である議員は、正確に知る必要があると考えています。そこで、今回は、住みよさランキングについて伺います。そもそも住みよさランキングとは何なのか。また、葛城市の総合順位は何位なのか、聞かせてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

東洋経済新報社が毎年公表している、それぞれの市が持つ公的統計を基に、住みよさを表す各指標について、偏差値を算出し、その平均値を総合評価としてランキングしたものです。住みよさランキング2023の葛城市の総合順位は全国で34位、近畿地区で3位、奈良県で1位となっております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 東洋経済新報社が算出した総合評価ランキングで、2023年の葛城市の順位は全国で34位、非常に喜ばしいことだと思います。では、そのランキングの分母となる対象と算出指標について伺わせてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 対象は全国の792市と東京の千代田区、中央区、港区を除く20区を合わせた812地区となっています。算出指標は、安心度、利便度、快適度、富裕度の4つの視点から20の項目を用いて算出されています。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 対象は全国812の市と区であり、その中で葛城市は34位、安心度、利便度、快適度、富裕度の4つの視点、20項目から算出されているとのことでした。補足で、それぞれの算出指標の内容を説明させていただくと、1つ目の安心度とは、人口当たり病院・一般診療所病床数、子ども医療費助成などの6項目、利便度とは、人口当たり小売販売額、人口当たり飲食店数などの4項目、快適度とは、転出入人口比率や水道料金などの5項目、富裕度とは、財政力指数や人口当たり法人市民税などの5項目でございます。では、それぞれの算出指標の順位についても聞かせてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 算出指標のそれぞれの順位は、安心度53位、利便度685位、快適度12位、富裕度385位となっております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今、答弁いただきましたように、算出指標の葛城市の順位は、安心度が53位、利便度685位、快適度12位、富裕度386位。つまり、葛城市は、安心度と快適度で全国的に優れています。一方、富裕度は全国平均より少し上ではあるものの、利便度は非常に低い順位であるということが分かります。この結果だけではまだ漠然としていますので、私はなぜ安心度と快適度の順位が高いのかを都市データパックでの細かい順位で確認をいたしました。安心度の6項目中、高い順位を得ているのは3項目ございます。老年人口当たり介護老人福祉・保健施設定員数、これが全国1位です。そして、20歳から39歳女性人口当たり、ゼロから4歳児数、これは31位。また、子ども医療費助成が全国4位です。全国1位、4位というのはすばらしい結果で、素直に喜ばたいと思います。しかし、子ども医療費助成は半分以上、数百の自治体が4位に並んでいるんです。つまり、4位の次の順位は437位です。同じ政策を実施していれば、当然同じ順位になるわけですが、順位の開きの大きさには注意が必要であると考えます。また、快適度の5項目中、全国100位以内の順位を得ているのは2項目。転出入人口比率、これは社会増ですが、これが全国1位。そして、水道料金が全国76位です。汚水処理人口普及率も全国120位と比較的上位にあります。やはり人口が増えている自治体は全国的にも珍しく、この項目がランキングを大きく引き上げていることが分かります。では、このすばらしい結果に至った要因や政策は何なのか。執行部としてどう分析しているのかを伺わせてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 一部梨本議員と答弁の重複する部分もございますが、答弁させていただきます。4つの指標のうち、安心度、快適度において、高く評価されている要因としては、転出入人口比率、子ども医療費助成、また、水道料金などの面について高い順位となっていることが挙げられます。これらに対する市の行っている施策としては、市街化調整区域内での区域指定による新たな住宅の開発に対し、比較的若い世帯の方々が転入していただいている状況がございます。また、市内で新たに住宅を取得した世帯の方に対しての補助金を交付する、すむなら葛城市住宅取得事業、18歳までの子ども医療費助成、水道料金につきましては県内で一番安い料金としていることなどがございます。

以上です。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今、企画部長に答弁をいただきましたが、市街化調整区域内の新たな住宅開発、これはいわゆるミニ開発ですが、これによる若い世代の転入、そして、すむなら葛城市住宅取得事業、18歳までの子どもの医療費助成、安い水道料金という4つの施策を挙げられました。冒頭の5万人チャレンジの際にも意見は述べさせていただきましたが、葛城市の人口が増えているのは、過去の施策の積み重ねであると私は考えています。それに併せて、近隣他市と比較した際の不動産市場における経済的優位性、つまり、若い世代が安く葛城市内の家を買えたこと、ここにあると私は考えています。1つの見方として提言をさせていただきますが、葛城市のこれらの優位性は絶対的なものではございません。市街化調整区域内の新たな住宅開発はそもそも民間の事業です。今後、令和4年の都市計画法改正の影響や、分母となる人口そのものの減少、物価の高騰などのあおりもあり、転入数の増減を予測することは難しいのではないかと考えています。また、すむなら葛城市住宅取得事業は、前市政からの施策であり、目新しさはありません。現在では、同様の補助金を支給する近隣他市と比較して、補助額も上限が7万円と少ない。ちなみに御所市住宅取得補助金は50万円、橿原市3世代ファミリー一定住支援住宅取得補助金は、25万円の支給となっています。また、18歳までの子どもの医療費助成も自己負担額など、若干の違いはございますが、近隣の自治体でもほぼ同様の制度が整ってきています。そして、安い水道料金については、先日開かれました県域水道一体化調査特別委員会の資料の中で、以下の説明がございました。読み上げますと、建設改良費及び浄水施設基幹管路の耐震化率が類似団体より低く、投資量が少ないことから、給水原価が安価となり、水道料金が安くなっている状況。ということは、今後の水道事業単独経営の中で、施設や管路に投資していくと、県内で一番安い水道料金をいつまで続けられるのか不安が残ります。つまり、今後も移住者を増加させる政策的なインセンティブを現在の葛城市は打てていない。にもかかわらず、ランキングは高いというのが、今の現状です。例えば、学生が勉強をしていないのに、成績が上がって、結果のみを喜んでいる場合、私はよくない傾向だと考えます。なぜなら、計画や努力を伴わない結果には必ず落とし穴があるからです。現在、阿古市長が住みよさランキングの順位の高さを繰り返しアピールすることで、多くの市民は誇りを感じ、明るい話題に喜んでいることと思います。しかし、近い将来

にランキングが急降下した場合、その反動の大きさから、市民を落胆させることにならないか、心配もしております。この住みよさランキングを施政方針に記載するのであれば、この先も順位を維持向上させる施策に取り組んでいただきたいと要望しておきます。

では、次の質問に移りますが、東洋経済新報、都市データパックの中の評価には、住みよさランキング以外に、もう一つ、財政健全度という大きな項目がございます。記載されている葛城市の財政健全度の総合順位は何位なのか、教えてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 財政健全度の総合順位は、全体で582位となっております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 では、これについても、ランキングの対象と算出指標についてご教示願いたいと思います。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 対象は東京23区を除く792市が対象となっています。算出指標は、収支、弾力性、財政力、財政基盤、将来負担の5つの視点から、20の項目を用いて算出されています。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 先ほどの住みよさランキングと少し違って、この対象は全国792市、つまり区が抜かれているんですね。そして、この792の市の中で、葛城市は582位とのことでございました。算出指標としては、収支、弾力性、財政力、財政基盤、将来負担の5つの視点、20項目から算出されているとのことでございます。では、先ほどと同じく、それぞれの算出指標の詳細な順位についても聞かせてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 算出指標のそれぞれの順位は、収支460位、弾力性769位、財政力456位、財政基盤221位、将来負担509位となっております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今、企画部長に答弁いただきましたように、それぞれの順位は、収支460位、弾力性769位、財政力456位、財政基盤221位、将来負担509位であり、平均より上なのは財政基盤のみです。その財政基盤も算出指標の内容を私がデータパックの中から詳しく確認させていただくと、この指標は、3年前と比較した人口増減率、そして、これも3年前と比較した生産年齢人口比率などとなっています。つまり、人口増がこの指標を押し上げているのであり、人口増を続けなければ、この指標の順位も下がってしまいます。また、弾力性は792ある市の中で769位と、相当悪い数字です。これは全国で下から数えて23番目です。この弾力性も、算出指標の内容を見させていただくと、経常収支比率、公債費負担比率、義務的経費比率、自主財源比率の4項目であり、行政が大切にしなければならない指標が並んでおります。弾力性の悪さは、葛城市の財政硬直化が進んでいることを意味し、今後、新しい事業に財源が使えないことにつながっていきます。今、説明した財政健全度の指標は住みよさランキングと同じこの都市データパック、これは全く違うデータから出してきた、比較しているわけではありません。ここに書かれている数字なんです。この状況は、1人の議員として、市民として、非常に深刻であると感じています。住みよさランキングを施政方針に記載するなら、願わく

は、財政健全度も上位を目指していただきたいと要望しておきます。

では、最後に、今回、住みよさランキングということで、東洋経済新報社の出されている都市データパック、このことについて伺ってまいりましたが、これと同じようなランキングがあるのか。もし、市でそのようなものを把握されているのであれば、それらの順位についても教えてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 自治体別の住みよさランキングなどが、インターネット上に掲載されております。その多くのサイトが、不動産販売に関わる事業者や賃貸物件を取り扱う事業者であると考えております。また、その順位については、どのような指標で掲載されておるのか、不明な点も多いことから、参考程度にとどめており、ランキングの確認までは行っていない状況です。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 住みよさランキングと似たようなものは、東洋経済新報社以外にもたくさんの企業、先ほど不動産賃貸ということをおっしゃられましたが、そのような企業がたくさん発表しています。確かに、根拠となる指標がよく分からないものもたくさんございますが、先日、2月26日の毎日新聞朝刊では、ある企業が調査したまちの住み心地ランキングが公表されていました。調査は、関西2府4県の成人に対し、インターネットで行い、約7万人前後の回答を得たそうでございます。その順位、葛城市を確認いたしますと、県内で評価されていた13市町の中では5番目の評価でございました。大体真ん中より前ですね。この調査では、住み心地以外にも、住みたいまち、住み続けたいまち、まちの幸福度など、様々なランキングが発表されていましたが、どの項目も、残念ながら上位自治体に葛城市の名前はございませんでした。

このように、ランキングによって、指標という1つの目安によってランキングというものは大きく変わってくるものだというふうに私は考えております。もし、この先も葛城市として、民間企業の1つのランキングのみを強調されるのであれば、よい数字のみを示して、現在地をミスリードすることのないよう、配慮もお願いしたいと思います。今回取り上げさせていただきました住みよさランキングでは、人口が増えているまちイコール住みよいまちだと捉えられています。しかし、人口が増えていることとそのまちが住みやすいかの相関性は内容や中身によります。私自身は、人口減少時代に見合った創造的過疎を政策とし、人口ビジョンの予測に沿ったまちづくりが必要であると考えています。しかしながら、現阿古市政において、あくまで人口増や5万人チャレンジを目指すというのであれば、ほかの自治体にはない優れた施策と、財政健全度の裏づけも早期に示していただきたいと思います。今後、執行部には、移住の数を誇ると同時に、今現在住んでいる市民が、生涯ここに住み続けたい、そう思えるまちづくりをお願いし、私の一般質問を終結させていただきます。今回も丁寧にご答弁いただきありがとうございます。

川村議長 梨本洪珪議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、杉本訓規議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 皆様、こんにちは。お昼ご飯の後に、何かお昼ご飯の後、僕、いつも多いんですけども、皆さんが寝ないように大きめの声で今日は頑張っていきたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

私からは今回は1点、小・中学校の給食費の無償化についてでございます。

これより先は質問席にて質問させていただきます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 それでは、よろしくお願いいたします。給食のことなので、今日朝来たらこのチラシがあって、給食費のこと書いてあるので、これ、僕に読めということなんかなと思うので、読ませていただきます。けはやのちゃんこのコンテストのやつが給食で出ると。なかなかいい試みだなと、こういうのはちゃんと続けてやっていただきたいなと思います。僕の息子が1年生なので、同級生のアンケートに取って、おいしかったかどうかもしっかり聞いていきたいなと思いますので、こういう試みは引き続きよろしくお願いいたします。

無償化についての質問なんですけども、無償化とはちょっと関係ないこともないんですけども、この前、小学校1年生の子どもが給食時の誤飲、僕の息子もちょうど1年生なので、ニュースを聞いたときは、何かもう胸が締めつけられるとはこのことなんです。ただ無償化には関係ないんですけども、この後の、僕の知り合いのお母さんとかでも、どうすんの葛城市は、ほかの市の方々はいろんな対応をされてて、どれが正解かは僕、分からないですけども、今現在の葛城市の給食の誤飲報道についての対策についてお願いします。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

給食のウズラの卵の窒息事故の件につきましては、文部科学省並びに県教育委員会から、学校給食における窒息事故の防止についての通知や資料などを各校園に送付して、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方や窒息への対処方法について、改めて指導の徹底に努めていただくようお願いするとともに、学校給食センターからも、各保護者の皆様へお知らせを送付し、各校園での食に関する指導の再確認状況や、参考となるホームページをお知らせしております。特に幼稚園児及び小学校低学年以下のお子様がおられる家庭においては、食事の際の食材を小さく切ったり、よくかんで食べるなどのお声かけをお願いしているところでございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そういった対応、やっていただいてる、この食材については何とも言えないところなので、それは各市の判断で、僕は委ねますけども、こういうことの事故があったときの対応というのをできるだけスムーズに、早く、広く、僕に問合せがあるぐらいやから、多分その段ではそのお母さんには連絡なかったと思うので、そういうのをやっていただいていると思いますけ

ども、しっかりやっていただきたいと思います。

次に、こういう事故があった場合、僕、一番思うのは、そういったときの対策、対応ですよ。この誤飲事故に関しても、ウズラ卵だけじゃないと思うんですよ。その場で、そういう誤飲事故があったときに、これを糧ではないですけども、こういった、あったときにこうしようという対策というのは葛城市、これから取られるんでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 これまで、幼稚園の教職員は、消防署が定期的に開催されます子どもの誤飲やけがに関する救急救命研修の受講をしております。また、小学校の教職員は、消防署が開催するAEDの使用方法和心肺蘇生についての研修を受講しております。それにより、事故の対応知識の向上に努めておるところでございますが、今後も研修を必ず受講し、知識の維持向上を図るとともに、各校の対応、対策に関する情報の共有や他校の取組事例などを調査、研究をし、万が一の事故にも的確に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 よろしくお願ひします。これ、今回はウズラの件でしたけども、それ以外でもいろんな想定、これ、報道とかを見ると、そういう事故があったとき、のどに詰まった場合は5分が勝負とかという話、これは僕、ほんまかどうか分からないですけども、やっぱお一人お一人の先生にこういったときはこうしようという、ある程度マニュアルみたいなのがあればいいのかなと思いますので、しっかりと対応、お願いしておきます。

それでは、今回僕が掲げている本題に入りたいと思います。小・中学校の給食費の無償化なんですけども、我々日本維新の会はもうこれを施策として県議選も知事選も戦ってまいりましたので、これは市単独でできたらいいんですけど、財政ということを考えたら、ちょっとそれは厳しいかなと思って、僕はなかなかここで発表することもできなかったんですけど、ちょっと動きがあったので、確認等の意味を込めて今回質問させていただきます。この物価高ですし、少子化も言われてますし、やっぱり貧困世帯の子どもたちのためにも、この給食費無償というのは、我々、しっかりと進めていきたいんです。大阪ではどんどん進んでます。奈良も負けじとやっていこうという風向きにはあるんですけども、やっぱり、お金の面であったりいろんな問題あるんですけども、しっかりと県に働きかける意味でも、今回、葛城市の考え、市長の考えをお聞きしたいと思います。

まずは給食費についての法的解釈というのをお聞きしたいんですけども、ちょっといろいろ見てたんですけど、憲法の26条には義務教育について書かれてて、憲法という捉え方というのか、見方によっても変わると思うんですけども、義務教育にかかる費用というのが無償であるを書いてあるんですけども、最初、当初は、それでも給食費やら教科書代というのは無償の外であるというふうになってたと思うんです。さらにそこから、教科書代は無償にすとなったときやと思うんですけども、そのとき、昭和26年、1951年、ここで国会の政府と議員の義務教育の無償化の範囲についてお聞きしてある文面を見つけたんです。そこには義務教育に係る教育、給食費、教材費、交通費も無償に含まれると考えるという答弁も、これ、ごめんなさい、僕が見つけただけなんかもわからないけど、正式には、前のやつなので、か

なり前の話なんで見つけられなかったんですけども、そういうニュースを見つけたんです。そこから教科書代は無償化になってるんですけども、そこから給食費、何が言いたいのかといったら、給食費の無償化は国でやっていただきたいと思うんです。ただ僕、ここは国会でもないですし、国会議員でもないですから、ただ地方自治体の一議員としてやれることをやろうと思ってます。その上でお聞きしたいんですけども、給食費の法的解釈というのはどういうふうにお考えでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 学校給食に関する法律としましては、学校給食法がございます。この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって、学校給食の普及、充実、及び学校における食育の推進を図ることを目的としています。給食費については、第11条で規定されており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担で、その経費以外の学校給食に要する経費で、いわゆる給食の原材料費につきましては児童または生徒の保護者の負担と定められております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 要するに給食を作る施設であったり人員であったり用具であったり備品であったりというのは、市の負担であると。ほんで、給食費に係る食材費は保護者の皆さんで払ってくださいよということやと思うんです。葛城市には給食センターも立派なものがありますし、一生懸命やっていただけてるのは分かるんです。それは分かっています。

次に、お聞きしたいのは、現在の給食費、だから保護者が負担している材料費ですよね。今お一人、小学校、中学校、幼稚園と値段が違うと思うんですけど、今、幾らぐらい払われているんですかね。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 現在の学校給食費の金額は、平成26年度から据え置いております。小学校で3,900円、中学校で4,100円、幼稚園、四、五歳児で3,500円、3歳児で3,000円となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 それとあと、子どもたちをかけたら、給食費の材料費が分かると思うんですけども、お幾らでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 令和5年度予算ベースにおける給食費の保護者負担の総額につきましては、地方創生臨時交付金による給食費無償化等の部分も含めた金額としましては、1億8,572万5,000円となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 でも、そこからさらに、我が葛城市は素晴らしいことに、市から負担をしていただいて給食費が抑えられてるはずなんですけども、市からの補助についてはお幾ら入れられてるんで

すかね。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 令和5年度予算ベースにおける給食に係る原材料費の額は2億7,421万7,000円でございます。保護者負担の総額1億8,572万5,000円を引きました残りの額8,849万2,000円、率にしますと、約32.3%を市が負担しております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 だから本来は、2億7,000万円ちょいを保護者の方々に割っていただいたらいいんですけども、そうじゃなくて、32.3%市からの補助を入れて、さらにそこから割って払っていただける、これ、すごいありがたいことだと思うんです、そもそもが。ただでも、これ、何でこんなことをやられてるのかなという、ただ疑問、何でこんなというのは言い方が悪いですね、何でこんなすばらしいことをやっていただけてるのかなと思うんです。その辺、ちょっとお聞かせ願えますか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 先ほども述べましたように、学校給食法において、給食の原材料については保護者の負担となっておるところでございますが、葛城市では、保護者負担の軽減と子育て支援の観点から、毎年費用の一部を市が負担しております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そのお話を踏まえたら、先ほど小学校3,900円、中学校4,100円、幼稚園、4歳児、5歳児3,500円云々というよりも、本来はもっと高いということですね。ありがとうございます。そしたら、今、次にまた、後でアンケートの話、県から来たアンケートの話をお聞かせ願いたいんですが、県の今の意向としては2分の1を県が持って、2分の1が自治体で払っていただいて、給食費無償にするかもねみたいなアンケートが来てると思うんですけども、仮に県が半分、葛城市が半分、まずそこはちょっとややこしいんですけども、今既に負担しているわけじゃないですか、市も。ただ、ざくっと半分半分やった場合、県からの補助金があった場合の、私、ちょっと言い方が悪かったですね、今。本来は2億7,000万円の半分が市の負担、県の負担と、ほかの自治体はそうなると思うんです。ただ葛城市は現在でも33%ぐらいの給食費を援助しているわけじゃないですか。補助しているわけじゃないですか。その観点でいうと、県が2分の1払ってくれて、市が2分の1になった場合の差額、今、これだけ払って、あとこれだけ足せば、2分の1、2分の1で無償化になるという、分かりますかね、皆さん。分かってもらえます。その差額、本来は、ざっくり半分なんだけど、そういうわけじゃないじゃないですか、葛城市って。その金額を調べてもらってると思うんですけども、お願いできますか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 教育費の無償化を実施する場合において、仮に県から2分の1の補助がある場合は、先ほども述べましたが、令和5年度予算ベースで試算をいたしますと、給食の原材料費の総額は2億7,421万7,000円でございますので、その2分の1の額は1億3,710万8,500円となります。現状の市の負担額8,849万2,000円との差は、4,861万6,500円となりますので、差は、

あとどんだけ足したらという部分は4,861万6,500円ということになります。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 だから普通は1億3,000万円ぐらい、だからほかの自治体はこの基準で考えなあかんですけど、今もう葛城市は既に8,800万円オーバーのお金を補助、そこから4,800万円を足せば、市の2分の1、2分の1かどうかまだ分からないんですけど、それぐらいで行けるという、なかなかこれはハードルが低くなると僕はちょっと思ってるんです。ただ、市町村長会に来た給食費のアンケートも半分半分って、ほかの自治体でも給食費用って違うわけじゃないですか、その半分というのがよう分からないんですけども、そういった意味も踏まえて、市町村長会に、県から、知事から給食費無償に関してのアンケートが来ていると思うんですけども、どういった内容で、葛城市はどういったアンサーをされてるんですかね。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 県から市町村長会に来たアンケートでは、学校給食費を無償化すると仮定して、実施主体はどこであるのかという問いがございました。それに対しまして、国であると回答させていただいております。また、県補助2分の1があれば実施しますかという問いに対しましては、実施をすると回答しておりますが、県内市町村の足並みがそろっていない状況であっても、実施すべきと考えるかというお問い合わせに対しましては、足並みがそろってから実施すべきと回答をいたしております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 先ほども言いましたけども、これ、無償化に関しては国がやるべきだと僕もそう思います。ただそういう動きがまだ、今のところないので、各自治体で今でも全国的にもやられてるところちょっと増えてきてますけども、やっぱり人口が少ないところがちょっと目につくような感じなので、確かにそうなんです。ただ先ほどの2分の1というのもちょっとよく分からないですし、もう1個の県内市町村の足並みが全部そろった場合って、こんなん想像もできひんと思うんです、僕。このアンケート自体が、うーんと思って見てるんですけども、ただこれが僕の中では、ちょっと無償化に対しての1つの動きになってると思うんです。ただこのアンケートに関して葛城市のアンサーはそれでいいと思うんですけども、ただ、給食費無償化、先ほど2分の1とかの話もあったし、足並みがとかあるんです。給食の原材料とかもあると思うんですけども、無償化に対しての課題というのが何かあれば、教えていただきたいです。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 議員がおっしゃるように、県が考えておられる補助の基準が何を基に設定されるのか、今のところ情報はございません。ですので、補助の制度設計がどのようにされるのかというのが課題でございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 いろんな課題があると思いますけど、無償化に向けての動きがちょっと出たので、今ちょっといろいろ質問をさせてもうたんですけども、最後に、市長にお聞きしたいんですけども、このアンケートにしては、全部の足並みがそろったらやりますか、市長もそこで足並みがそ

ろったらやりますというふうにお答えしていると思うんですけども、果たしてこれ、足並みをそろえることはちょっと途方もない労力になると思うんですけども、例えば県が、知事が、もう足並みがそろわなくてもいいけど、半分かどうか分からないです、2,000円か3,000円か分からないですけど、定額決めて、そこで半分、市町村でもってください。ついてきますか、ついてきませんかという話が仮に決まったとして、足並みそろうとかそろわんじゃなくて、さっきも言ったみたいに葛城市は、今の段階で33%ぐらいの補助をしてるから、もうちょっとで、半分県が出してくれれば、無償化に踏み出せるのかなと思うんですけども、もしそういう政策が発表された場合、市長はやるか、やらないかというのをお聞きしたいんですけども、どうでしょうか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 もう結論から先に言いますと、やります。この議論というのは、まだもうちょっと深める必要があるのかなと思ってます。私が本来国がやるべきものだというのは、これは義務教育だからです。義務教育というのはある種、ある程度の許容範囲はあるんでしょうけども、全国やはりほぼ同じでないといけない。だから、あるところであつたら無償で、あそこやつたら有償であるというような極端な差というのが、私はつけるべきではない。だから国がやるべきだと話してます。ほぼそれは理解していただいているんですけど、現実で言いますと無償化に踏み切ってるところがあるんです。葛城市の場合は、今議員のほう聞いていただいたとおり、その給食費から大体1,000円前後かかっているものを、市が今までから負担してきている。消費税が上がったとき、平成26年に1回上がったときに上げたんですけども、それ以降は、消費税が上がっても上げてないし、食材関係が上がっても上げてない。ですから、今回また、今年の予算でも、価格高騰が食材でしますので、その部分も全部市が負担するというので、もう大体30%を超える、40%近く多分いくんやろうと思いますけども、もう現在は負担している。それは、ある種、コロナの最中は一定の期間無償にしたことはあるんです。特殊な状況においてはやったんですけど、通常の考え方としては、ある程度の援助はしたいなど。これを公表しなかったんですけども、もしそれが、県が踏み切るのであれば、やはり県内一斉にやっていただきたい。どこへ行って給食費払わなあかんとか、いや、ここへ行ったら無償やとか、そんな話に義務教育は私はしたらあかんと思ってます。ほかの分野で行政サービスの中で、競争するというか、それはいいとは思いますが、義務教育の中ではあまり好ましくないという話を、一番最初に市長会からの要望に知事のところへ行ったときにも、実はさせていただきました。その後のコメントで新聞に義務教育について若干触れられましたので、ご理解いただいたのかなと思ってんですけども、そのような過程の中で、国のほうの分析も若干はしてるんですけど、かなり難しいやろうな、国が踏み込むのはとは思ってます。というのが、一律やないんですよ、全国、給食自体が各地方自治体の努力義務であって、完全に給食にされてる自治体だけではないんです。給食をされてないところもまだあるかもわかりません。一部給食みたいなのところもあるかもわかりませんし、その扱い方が一律でないから、どうやるという、もうこれ無償にしますといったときにその対応がちょっとできないやろなと思ってますので、ですから、そういうふうな検討も含めて、国のほう

は、例えば月何千円、給食費として、もう払いますと、負担しますというような形、県も制度設計の中で、うちらがもし、今言ってるように、材料費として2分の1を補てんしてただけるのか、給食費として、もしもらっている分についての2分の1と言われると、多分1億円前後、計算が狂ってくると思います。ですので、その場合であれば、今までも、外には出していなかった、1,000円前後、例えば3,900円やったら4,900円という一旦給食費の名目を外に出して、それで、1,000円は別途渡してますよみたいな形に持っていかないと、そやから、制度設計はまだ分からないんですよ。もしやられるにしても、でも、奈良県全部がやっていただけるのであれば、私は、ぜひやりたいなという気持ちはあります。

以上です。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 市長おっしゃるとおりやと思います。だから僕も最初に言いましたけど、これは国で、憲法等々でしっかりくくってもうたらええんかなと思います。ただ大阪でもそうですけども、もう無償化やられてるところがあるんですよ。そうするとやっぱり、給食費を払ってる方々のお父さん、お母さんからしたら、無償化のところあるやんと。難しい話は置いておいてですよ。やってくれてるところあるやんと、なら奈良県もやっていきましょうというのが我々の施策でもあるわけなので、ただ、難しいことは今、もう市長おっしゃったとおりやと思います。ほんなら何ぼ払うねんという問題もあると思います。ただ、僕、個人的に維新の中でも言ってるのは、無償化じゃなくても何か負担の方法で考えたり、そういう全部ゼロにしようとするから無理があるんじゃないのという話は、これはちょっとあんまり余計なこと言ってるような気がしますけども、ただ踏み切るのであれば、おっしゃるとおり、奈良県全部でやっていただきたいなと思いますけども、ただ、足並みがそろうことはちょっと厳しいような気がしますけども、そういう制度が出たら、市長、しっかりと協力してやっていただく、葛城市はやっていただくという話を、これを僕は知事に言うてきます。その意味で一般質問でした。だからそういう、あとはもうこっちで、頑張って説得してきますので、よろしくをお願いします。今回は以上です。

本日で部長の方、最後の方、おられますよね。長い間、僕の一般質問に付き合っていただきありがとうございます。お疲れさまでした。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 杉本訓規議員の発言を終結いたします。

次に、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 皆さん、こんにちは。柴田三乃でございます。今日は国際女性デーです。日本ではまだまだ女性の政治参画が少ない中で、私はこれからも女性独自の視点で問題提起、それから様々な課題解決の提案をしていきたいと考えております。

議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回は1点のみで、葛城市における地域経済循環の取組についてです。

ここからは質問席で質問させていただきます。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 今回の私の一般質問は、葛城市における地域経済循環の取組についてなんですけれども、題材はとても堅苦しい言葉になっていますが、簡単に言いますと、市内でお金を回す仕組みをつくってはどうかということです。地域経済循環と聞きますと、企業誘致などで雇用を増やすということもあるんですけれども、今回は、私の場合は、人と人のつながり、そして地域課題を意識して、住民の方、働く方、そして社会も全てハッピーになるような三方よしの取組を提案していきたいと考えております。

先日ですが、住民の方々と話す機会がありました。そのとき、20代の青年が自分は旧新庄地区で駄菓子屋をしたいと言ったんです。すごく面白い発想だと思い、その意図を尋ねると、駄菓子は子どもにとっては新しいもの、高齢者には懐かしいもの、その駄菓子を媒体にした世代間交流ができる。そして駄菓子屋ができると、わざわざ子どもたちがほかの地区から来てくれ、にぎやかになるのではないかと考えていると、彼は言ってくれました。私も旧新庄地区に住んでいるのですが、高齢化が進んで、登下校のときだけは子どもの姿は見るんですが、ほとんど子どもの姿がない状態です。葛城市では、このような地区が点在しているのではないかと推察しております。私は将来このような地区がどのようになっていくかと大変危惧しているんですけれども、その中で、地域の課題を把握し、解決するために、斬新なアイデアを持っている若者がこの葛城市にいるということをととても心強く思いました。現実にはこの先確実に高齢化が進んでいくと思われますが、まず葛城市の将来の年齢別人口推移を教えてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

第2次葛城市総合戦略における人口ビジョンでは、年齢別の人口推計の中で、合計特殊出生率1.71から徐々に改善上昇し、2040年までに2.07に上昇することを見込みつつ、移動に関しても、準定住率が改善していくことを想定してシミュレーションしております。そのシミュレーションによる葛城市の将来の高齢化率は、2020年、令和2年には28.4%であったものが、2040年、令和22年には30.3%、2060年、令和42年には30.7%と、緩やかではあるものの、高齢化が進むものと予想されています。

以上です。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 特殊出生率が改善して上昇するというのはとてもうれしいことだと思うんですけれども、同時に高齢化が全体で緩やかに進むという予測なんですけれども、市内の高齢化率が高いという地域もあると思います。私が住んでる旧新庄町地区とかがあると思うんですけど、このままだとひとり暮らしの高齢者が増え続け、少しずつ空き家が増え、空洞化していくのではないかというふうに懸念しております。今、人生100年時代と言われ、65歳で定年を迎えても、まだまだ何かしたい、自分のスキルを生かしたい、社会に貢献したいと思っていらっしゃる高齢者の方々も多いのではないのでしょうか。市内で働く場所があれば、高齢者の方も、所得を得て、そして消費をする、地域経済をしっかり回していってくれる一因になってくれ

と思っています。行政がそういった高齢化のために、地域での社会環境を整えていくことができるのではないかと考えております。そこで、それを実現させるための1つの策として、私がちょっと考えていることがあるんですが、厚労省が高年齢雇用就労支援の3つの施策を講じております。

1つ目が、企業における高年齢者雇用の拡大、2つ目が地域における多様な雇用・就業機会の確保、3番目が、企業や高年齢者を支えるための支援なんですが、私が注目しているのは2番目の地域における多様な雇用・就業機会の確保なんですけれども、厚労省が示す具体的な施策としては、生涯現役地域づくり環境整備事業があります。この事業は、厚労省からの公募に対して、希望する自治体が手を挙げて採択された場合にできる事業で、最大6年間、国からの予算が付与されます。この事業の特徴としては、地域のニーズが強い仕事、地域として人が必要とする領域に高齢者の活躍できる範囲を広げるということであります。言い換えれば、高齢者の力で地域の課題の解決を図ることを目指す事業とも言えます。事業としてできることは、1つ目、地元の事業主とのマッチング、2番目、公共サービス分野、子育てや生活支援、介護、福祉、農業や観光といった分野での雇用、3番目、高齢者であっても、起業をしようと思えばできると思いますので、起業支援、そして4番目、有償ボランティアなどです。さらに、高齢者が就労する場合、リスクリングも併せて実施すればより現実的になるのではないかと考えています。高齢者の多くは、自由でマイペースで働けること、自宅に近い地域で働くことを望んでいらっしゃる方が多いと推察します。シルバー人材センターとのすみ分けも考えないといけません。地域で生き生きと働く高齢者の方が増えると、高齢者の多い地域の雰囲気も変わり、市内で消費していただく機会も増えると思いますが、まだまだ事例の少ない事業なんですが、ぜひ葛城市も手を挙げて成功事例をつくっていただきたいと思います。ここは質問を前もって言ってないんですけども、それに対して、市の、どういうふうにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

川村議長 答えられますか。通告は。答えられる範囲で。

高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまの柴田議員のご質問、打合せの際、お聞かせいただいております。それで、難しい制度ではあるという認識はありますが、探究してまいりたいと思います。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。ぜひ手を挙げていただいて、本当に事例も少ないですし、なかなか成功事例というのは、2020年ぐらいにできた施策ですので、まだまだ成功事例もない中で、葛城市が手を挙げていただけたらなという希望を持っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、夜間人口と消費額についてです。葛城市の夜間人口はどうなっているのでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

夜間人口とは、夜間に常駐する人口のことを指し、国勢調査で地域ごとに行われ、その年の10月1日の午前0時に常駐する人口が対象となります。反対に、通勤や通学などで日中移

動する人を中心とする昼間時における人口を昼間人口といいます。令和2年に行われた国勢調査の集計結果によりますと、葛城市の夜間人口は3万6,832人、一方で、昼間人口は3万907人となっております。葛城市の昼夜間比率は84%となっており、総務省統計局によりますこの数値は、国勢調査の主な集計結果に含まれる不詳を按分等によって保管した不詳補完値を算出し、それを表章した統計表を参考表として提供されております。

以上です。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 住宅地に多いことなんですけど、昼間人口が少なくて夜間人口が多いということは、住宅地で夜に帰ってこられるということなんですけど、都会だと逆になるということが多いと思います。市外に通勤通学している方が、夕方から夜になって帰ってくるということなんですけど、私がRESAS地域経済分析システムを調べると、葛城市の夜間人口1人当たりの消費額が、全国、県、そして人口同規模地域と比べて低い水準にあるという結果が出ていました。その一因としては、私が考えるに通学通勤帰りに寄れるお店がほとんどないというふうに思っていますが、昨日の吉村始議員の一般質問の中で、市長が尺土駅前の商業施設の誘致を考えてるというお話をされたということで、もし実現すれば、夜間人口の消費額も上がってきてくるのではないかというふうに期待しておりますが、それは本当に実現していただきたいなというふうに思っております。また、市内の方がそういった機会に起業してくれたらなというふうにも思っているんですが、冒頭でお話ししました駄菓子屋さんのように、この葛城市で起業したいと、漠然とでもいいので思っている方を発掘し、支援することができれば、高齢化で空洞化している地区の課題解決や、さらには空き家活用の可能性も出てくるのではないかと考えております。そこで、葛城市ではどのような起業支援を行っているか教えてください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

創業支援につきまして、ご答弁申し上げます。産業観光部が所管する支援は主に3つございます。

1つ目は、創業者が特定創業支援等事業による支援を受けたことに対する証明書発行事業でございます。葛城市は、今後創業する新規創業者や、第二創業者を支援することを目的に、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、平成27年10月2日に国の認定を受けています。この計画に基づき、特定支援事業である創業セミナーや個別相談を受けた創業者が市内で創業する場合、法人登録免許税が軽減される、創業関連保証の保証枠が拡充されるなどの支援を受けることができます。

2つ目としまして、中小企業資金融資の保証料補給金と利子補給金の制度でございます。創業支援資金の融資を受けようとする事業者に対して、事業者が信用保証協会に支払う保証料の70%を市が補給するとともに、金融機関に支払う利子1.8%のうち、0.8%を補給する制度でございます。

3つ目といたしまして、事業者支援を行う広陵高田ビジネスサポートセンター、通称ココ

ビズにおいて、葛城市内に事業所のある企業及び個人からの経営相談を継続して行うことにより、市内の事業者の活力向上を目的とする事業でございます。その中で、創業支援につきましても、積極的に課題解決に取り組み、店舗や事業所の立ち上げサポートを行っております。これらの制度を活用し、市内の事業者の創業支援を行っておるところでございます。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

企画政策課では、企業等の人材不足の解消並びに市内への移住・定住の促進を図るため、奈良県と共同して行う移住支援事業を実施しています。この制度は、東京圏から葛城市内に移住し、就業等の要件を満たした方に移住支援金を交付するもので、奈良県が実施する起業支援事業に係る企業支援金の交付決定を受け、県内で起業される方に対して移住支援金を交付しています。これまで、この移住支援事業を活用して、葛城市に1世帯の方が移住しておられますが、奈良県の実施する起業支援事業で該当される方はおりません。

以上です。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。移住支援事業では1世帯の方で、奈良県の実施する企業支援は、該当する方がいらっしゃらないということですが、ほかの事業での実績を教えてください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 初めに、特定支援事業による支援を受けたことの証明につきましては、令和5年度は2月29日時点で3件の証明書を発行しております。

次に、中小企業資金融資の保証料補給金と利子補給金につきましては、令和4年度の融資状況としまして、総融資件数23件のうち、創業分野は2件で、総借入金額8,034万円のうち、創業分野は1,100万円で、これに対する保証料の補給金は3万2,082円、利子の補給金は2万757円となっております。

最後に、広陵高田ビジネスサポートセンターの相談件数でございますが、令和5年度の相談総数は1月31日現在で76件ございまして、そのうち創業支援については4組から12件の相談件数となっております。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。先ほど出てきた特定創業支援事業の証明書の発行のことなんですけど、証明書をもらうことで、小規模事業者補助金の創業枠という枠で通常50万円の補助金が最大200万円まで引き上げられるメリットがあるということなんですけど、確かに、証明いただくのはいいんですが、支援を受けた市町村以外でも創業できるということもあるので、確実に支援をしたからといって葛城市で創業していただけるかどうかは確実ではないというような支援だと思います。いずれにしても、ココビズ以外は資金面での援助でありますし、ココビズ自体は、私も20回ほどお世話になりまして、本当にココビズのアドバイスとかは本当にありがたいんですけども、ある程度事業の詳細を持ち込んで相談するという場所なので、やる気はあるけど、起業に関してどこから始めていいか分からない人にとってはちょっとハードルが高いのではないかなというふうに思っております。奈良県内で起業支援をしてい

る自治体を見てもみると、独自の施策で起業を考えている人の支援をしている自治体があります。

まず、隣の御所市では、市主催の商人塾というのを開催していて、市内で創業される人には審査後、人件費、設備費、宣伝費など、上限100万円の補助金を出して支援されておりま
す。御所市はいわゆるシャッター街というのがあり、課題解決のために支援されているとい
うふうに思いますが、葛城市もかつては市内に様々なご商売をされている個人商店がたく
さんありました。全く昔と同じものでなくても、何か新しいアイデアで新しいビジネスを考
えている人もいるのではないかと思います。三宅町では、起業家支援プログラム、三宅ロー
カルスタートアップを民間と連携して昨年8月に立ち上げられました。三宅ローカルスター
トアップとは、三宅町が掲げる20年後のビジョン、自分らしくハッピーにスモールタウンと
いうことで、スモール、三宅町は日本で2番目に小さな町、奈良県で一番小さい町というこ
とをアピールされているんですが、ハッピーにスモールがスモール、住もうよみたいなスモ
ールタウンとひっかけて、そのビジョンを掲げていच्छゃって、その実現に向けて自由な
発想で地域課題に立ち向かう挑戦者とともに三宅町発の新規ビジネス創出に取り組むプログ
ラムというものを立ち上げられておりまして、学生も参加できる起業家育成講座を開催し、
シンポジウムなども開かれていて、これからどう展開していくのかが本当に期待される事業
なんです、10年後、20年後、まちはこうあってほしい、じゃあ今、何をしないとイケない
かというバックキャストの考え方は、今の時代、とても重要だと考えております。そ
こで更に一歩踏み込んだ起業支援やスタートアップ事業を考えていただきたいと思います、
市のお考えをお聞かせください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 葛城市商工会が実施しています創業塾が、令和5年12月に創業支援計画の特定創
業支援事業として認定されました。これにより、事業者は、奈良市で開催されている奈良県
よろず支援拠点の創業セミナーを受講するために足を運ぶ必要がなくなり、また、より一層
地域に根差した支援を受けることができるようになりました。しかしながら、葛城市商工
会の創業塾はまだ認定を受けたばかりで、受講者が少ない状況ですので、まずはその利用率
を高めるため、また、新規創業者を増やすことによって、地域経済の循環を図るため、広報
かつらぎや公式LINE等によって、更なる周知を行ってまいります。また、補助金やそ
他の施策につきましても、今後、創業塾の利用者数の推移を見守りつつ、研究してまいりた
いと思います。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 ぜひ商工会とも連携しながら市の課題を意識した企業支援をお願いしたいと思うんですけ
れども、三宅町はなかなか進んでいるというか、自由な発想でされていると思うんですけれ
ども、葛城市もぜひ型にはまらない起業支援をお願いしたいと思います。

では、次に、農業の地域経済循環についてですが、まずは農業の可能性について、市のお
考えをお聞かせください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 葛城市は、市内の大部分を流れる吉野川分水の恩恵もあり、水不足に見舞われることも少なく、水環境は良好でございます。また、補助整備された農地も多くあり、農地のポテンシャルは高いと考えております。また、市内に道の駅という直売施設が2か所あるため、販路という点でも強みがあると考えています。ただ、全国的に農業者の高齢化や後継者不足による農地の担い手不足が問題となっており、葛城市においても喫緊の課題となっています。今後は各地域の農業者の意向を聞き取り、各地域の農業の実情に合わせた地域計画を策定し、大規模農家への農地の集約化、集積化を図ってまいりたいと考えております。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 各地域の実情に合わせた地域計画の策定はとても大事だと思います。特に大規模な営農が難しい葛城山麓地域というのは、棚田100選に選ばれたように、棚田が点在していますが、放置すると、山が迫り、美しい棚田がなくなってしまいます。それを維持し、なおかつ利益につながる方法を考えたときに、私は付加価値をつけていくことが一番いいのではないかと考えています。例えば、天理市の福住の取組はとても参考になると思いますので、ご紹介させていただきたいと思います。私もこれは視察に行って、とても印象深かったんですけども、2023年、天理市はオーガニックビレッジ宣言をしました。オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことで、農林水産省が、持続可能な食料システムを構築する目的で、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略の中で、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地、つまり、オーガニックビレッジの創出に取り組む市町村の支援をしています。天理市では、福住がそのモデル地区として、有機農業を目指し、循環型農業を推し進めています。循環型農業といいますと、地域の落ち葉を集めたり、間伐材を炭にしてそれを堆肥として土壌をつくって、付加価値の高い有機農産物を生産していこうというものなんですけれども、この取組もまだ昨年からはまったばかりなのですが、天理市ではこのプロジェクトだけに関わる職員を配置して、精力的に動いていらっしゃいます。展開がとても楽しみなプロジェクトなんですけど、何がいいのかというと、それをやることで、いろんな講座、小さなオーガニック関係の講座とか、体験の教室とかをたくさん開催されて、市外からも、それに興味のある方が来られているという状況でもあります。大規模農家でないところは、やはり付加価値の高い農作物を生産することも考えていくべきではないかと考えますが、このような取組について、市はどのようなお考えになるか、聞かせてください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 ご意見ありがとうございます。今後研究してまいりたいと考えております。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 小規模農家の取組とか循環型農業とかに、市はあんまりご興味ないということがよく分かりました。市長の令和6年度の施政方針の中に、ゼロカーボンシティ宣言、そして、循環型社会形成の推進、それから環境に優しい葛城市と述べておられるにもかかわらず、市がこのような取組に何も反応しないというのはとても残念に思います。先ほど言いましたが、バ

ックキャスティングの考え方は、特に時間のかかる農業に関しては、とても重要な考え方だと思います。将来どうありたいのかというビジョンがなければ、今、何をしたいのかが見えてきません。

それでは、気を取り直して、ここで販路の確保についてですが、それが重要になってくるんですが、マルシェなどで市内での販売、オーガニックを意識している人が多い都市部での販売、そして、学校給食での利用です。現在学校給食では、どれぐらい葛城市産を使っているのでしょうか。そして、オーガニック食材についてのお考えをお聞かせください。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。

まず、地場農産物の利用状況につきましては、米飯のお米につきましては、全て葛城市産を利用している状況でございます。新米の収穫時期に、学校給食センターから、奈良県農協に学校給食用に必要な数量の確保を依頼しております。野菜につきましては、令和4年度の実績では、葛城市産の地産地消率は8.04%となっており、主なものといたしましては、キャベツ、白菜、タマネギ、葉ネギなどとなっております。また、現在、学校給食センターでは、会計年度任用職員として、地産地消コーディネーターを雇用しており、主に野菜の発注に関する事務及び学校給食センターと生産者、納品業者間の調整などの業務を行っております。令和5年度に、現状の課題を分析するため、市内生産者、納品業者との会議を開催しております。現在の課題といたしましては、学校給食センターでは、1日に4,200食を調理するため、葛城市産の野菜で利用できる種類が限られているのが現状です。種類を増やすためには、あらかじめ年間計画をお示しすることができれば、生産者もそれに合わせて作付できるのですが、調達については、見積り合わせにより実施していることから、落札できなかった場合の売り先がないことや、単独発注した場合における価格設定が難しいことから、年間計画は立てておりません。また、調理現場といたしましては、地元で生産された野菜は大きさがふぞろいであることから、限られた時間の中で、大量調理することが難しいという問題もあるところでございます。今後はこういった課題がある中で、どのようにして地産地消率を上げれるか、他の自治体の事例等を研究してまいりたいと考えております。

また、オーガニック給食につきましては、コストがかかること、野菜の下処理に時間がかかる傾向にあることから、給食に係る原材料費の受益者負担の原則、また、限られた調理時間内で調理ができるかどうかということなど、先進地や県内の大量調理を行っておられる給食センターの動向などを調査研究していきたいと考えております。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 今お聞きしたように、課題が多いというのは私も分かっておりますし、地元で作るのがふぞろいで機械に入らないということも聞いております。いろいろあるとは思いますが、もう一度、生産者たちとの直接話す機会をもっと持っていただきたい、生産者の声も聞いていただきたいというふうに思います。大人ももちろんなんですけど、子どもたちにとって食の安全は何よりも優先されるべきだと思っております。誰が作ったか分かるそんな食材を子

どもたちに提供して、そして生産者も潤うような、そんな循環ができる取組をぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

では、最後に市長に伺います。市長の葛城市の地域経済循環のビジョンをぜひ聞かせていただきたいと思います。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。ご質問を受けまして、ちょっといろいろ考えてみたんです。地域経済の循環ってまずどういう意味なんやろうと思って考えたんですけど、本来経済というのは、生産、流通、消費、その一連が全て含まれて経済ですので、経済そのものは循環するんです。停滞しては絶対にいけないものですから、全ての一連があつてですので、循環してるので、そこに地域を入れたときに、地域経済として循環するというのは、単体として、葛城市みたいな小さなところで単体として地域経済になってるのは、完結するわけやないんです。昔、例えば貨幣のないときに、集落なりがあつて、その中で物々交換をやってた。それはそれなりに、経済が循環していたんですよ。ただ、それは、小さいところである種、そのような生活ができるということを前提に、そのようなというのは、今のようではない、食べることを主体とした生活をするのが前提にあつて、貨幣が発達して、物を持っていける幅が広がって、そのエリアが広がったんですよ。そして、その時代がずっと続いてきて、日本の場合には特に鎖国という中で、日本国内だけの地域経済の循環を実はやってきてました。ただその中でも、地域経済としては、藩という、今でいうたら、ある種国境に近いような制約の中で、あまり人が移動しない、主に人が集まったのは江戸であつたりとか、大阪であつたりとかそういうところは別なんですけども、それ以外の地域というのは非常に限られた中で、その中で、やはり貧しいながらも生活してきたというのが実情で、鎖国がなくなって、明治時代になって初めて、日本という枠を外れて、世界の経済として発展する、循環をするという作業に入ってきてますから、それで今現在というのはその地域だけで経済が成り立つということはありません。もう全て、日本だけでもありませんし、世界、地球という規模の中で地域経済というのは循環している。例えば地域経済で循環しないというのは、例えばスマホがあります。そうすると、生産もして、流通もして消費もしてそれだけで、そのエリアだけで経済なんて成り立たないんですよ。ですから、最後、農の話でオーガニックをおっしゃいましたんですけども、それは非常に難しいだろうという考え方は持っています。そのエリアだけではそれだけの規模がないということやと思います。ですので、葛城市の中で、今から、実は、先ほどからずっと今までの一般質問にもありましたけども、ある種、住みやすいまちとか子育てしやすいまちというそのベースの部分といいますか、非常にサービスを上げております。先ほど給食の話をされましたけど、今、実は給食が奈良県で一番安いです。ですけど、そういうふうなサービスを高くして、負担は低くするというような形で、住みやすさを非常に水準を上げてきてますので、人としては自然と寄ってくるような形状になってます。その中で次に、何を乗せていくのかという作業が、実はこれから、そこに、柴田議員がおっしゃる経済という、活性化の部分については非常に大切なものがあります。ですので、生産の部分で言ったら企業誘致、それと、これはなかなか今の時代に生産の部分についての

創業というのは難しいんですけども、もしされるような技術なり工夫があれば、それはぜひ取り上げていきたいなと。それとあと流通の部分、流通の部門は、大手ショッピングセンター等が来ていただけるような、できたら、小さいものでもいいですけど、まずはそういう流通に関する部分。それと、今度は流通に関して、それは創業される部分があります。その支援をしていく。それと、今度は消費の部分については、実はこれは圧倒的にやっぱり人がいるんですよ。人が多くなければ、消費規模というのが多くなりませんから。ですから、そこに流通部門について、成り立つか成り立たないかという、それが入ってきますので、ようやく葛城市の場合は今まで少子高齢化やと全国的に言われて、減ってきてる中で、葛城市はある種、人口増のほうに向かってますので、やっと目を向けていただけるようになりました。ですので、今までの状況やと、少子高齢化で縮小していく、どんな企業も、金融が一番激しかったんですけど、縮小していく中で、撤退していく、集約していく中で、やっと逆の流れに入ってきた。それがまさにこれからの葛城市の次のステップに入るべきものです。ですから、行政サービスだけを高くしても、人口というのは、ランキングの中で利便性であるとかいう部分で、やはり上がってこないことには、人口は増えていかないんですよ。ですから、その部分をこれから積み上げる作業、まさに、その分、今までやってきてるんですよ。やってきてるんですけど、さらにその部分に種をまいた部分で注力していく。作業に入っていくということやと思います。

目標として5万人チャレンジと言ってるんですけど、それはいろんな取組をしていく中で最終的な姿としてそこに到達しようという努力目標であるという認識の仕方を持っております。ですので、いろんな取組、特にこれから、地域経済力が活性化する取組を進めていくという考え方を持っております。

以上でございます。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。私が市長のビジョンを本当に聞いたかな、どうかなとちょっとよく分からないんですが、多分私は、今まで一般質問の中でバックキャスティングという言葉を使ったんですけど、バックキャスティングは、何十年後かのビジョンを持って、今、何をしなければいけないかと考える。でも、市長のお話を聞いてると、多分フォアキャスティングで物事を考えていらっしゃるのかなと。別にそれがいい悪いではなくて、目の前の課題を解決していく方法で考えていらっしゃるのかなと。今、お話を聞かせてもらった中で、市長のビジョンが私にはちょっとあまりはっきりと見えなかったんですが、分かっている方もいるかも知れませんが、私、ちょっと見えなかったの、申し訳ないなと思います。

今回、私は住民の方に密着した、小さなサイクルの地域経済循環の提案をさせていただきましたが、葛城市が人と人とがつながり、活気あふれ、確実に持続可能なまちになるためには、今やっておかなければいけないことはたくさんあると思います。今年市は20周年を迎えます。20周年に向けた記念イベントも本当に大切だと思いますが、今から20年後の葛城市を見据えた取組もしっかりやっていただくことを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

川村議長 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後 2 時 50 分から再開いたします。

休 憩 午後 2 時 3 7 分

再 開 午後 2 時 5 0 分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2 番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2 番、横井晶行議員。

横井議員 ただいま議長からお許しをいただきましたので、2 番、横井が発表いたします。今回は 2 個行います。1 個目は、防災放送の内容を問う。2 個目、防火管理対象物についての管理内容を問うでございます。

では、これより質問席で行います。

川村議長 横井議員。

横井議員 2 番、横井でございます。行政の皆さん、理事者の皆さん、古今東西、災害は忘れた頃にやってくる。災害はないほうがよい。当然で当たり前の格言でございます。私たちの防災対策、予防処置の使命は、行政側に当該一般質問を通じて行政側の防災対策の実施状況を確認して、広く市民の皆様知っていただく。周知化して、そして安心していただくのを目的としております。1 個目に入ります。現在の緊急時の放送について問う。警戒レベル 1、早期注意情報、警戒レベル 2、大雨注意報等、現状では、警戒レベルが 1 から 5、ランクがありますが、とても重要なことなので、いま一度市民の皆様知に放送の内容を分かりやすく説明してほしいのです。お願いします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

現在の葛城市におけます大雨などの気象注意報や警報発令時の防災行政無線の発信内容についてご説明をいたします。

まず、警戒レベル 1 の早期注意情報並びに警戒レベル 2 の大雨注意報等発表時は、市民の皆様への防災行政無線での周知はございません。

次に、大雨警報や洪水警報発表時には J アラートが起動し、自動的に防災行政無線にて、市民の皆様へ警報発表の周知が行われます。警報が発表された段階で、一般的に警戒レベル 3、高齢者等避難の段階にあるとされます。避難が必要と判断した場合は、警報発表の周知とは別に、防災行政無線にて警戒レベル 3、高齢者等避難を発表し、周知を行わせていただきます。

次に、土砂災害警戒情報発表時も、警報発表時と同様に J アラートが起動し、自動的に防災行政無線にて市民の皆様への周知が行われます。土砂災害警戒情報が発表されますと、警戒レベル 4、避難指示の段階にあるとされております。これも同様に、避難指示が必要と判断した場合は、土砂災害警戒情報発表とは別に、防災行政無線にて警戒レベル 4、避難指示を発令し、周知を行わせていただきます。

最後に、大雨特別警報発表時についてでございます。こちらでも自動的に J アラートが起動

し、防災行政無線にて市民の皆様への周知が行われます。この大雨特別警報が発表されますと、警戒レベル5、緊急安全確保の段階にあるとされ、命の危険があるため、直ちに安全な場所へ避難する必要がございます。市より防災行政無線にて、警戒レベル5、緊急安全確保を発令し、周知を行わせていただきます。基本的にはただいまご説明申し上げた流れとなっております。しかしながら、高齢者等避難や避難指示などの発令は、市町村の判断で発令することから、気象庁が発表する警報等と必ずしも一致連動はしておりません。例えば台風など事前に災害発生が予測される場合や、台風の到達時の到達時間、河川の水位や今後の雨量など、様々な情報を加味し、警戒レベルに大雨注意報の段階などでも、市民の皆様の安全を確保するため、高齢者等避難を発令する場合もございます。

以上でございます。

川村議長 横井議員。

横井議員 理事者の皆さん、防火管理対象物の管理について問うになります。一定の規模を満たす行政庁舎、一定の規模を満たします防火管理対象物には防火管理者を設置していますか。また、市民、職員の安全を守る自衛消防隊、安全管理者、衛生管理者を設置していますか。お願いします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 葛城市では、消防法で定められた一定の規模を満たす施設には、防火管理者講習を受講し、その資格を取得した職員を配置しております。また、新庄庁舎及び當麻庁舎におきましては、消防法に基づき、庁舎における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的として、自衛消防隊を組織し、消防計画を策定しております。

次に、衛生管理者につきましては、葛城市職員安全衛生管理規則に基づきまして、職員の安全衛生のために、衛生管理者を選任し、各職場に配置しております。

最後に、安全管理者につきましては、業種と事業所の規模により選任義務がございますので、葛城市におきましては、これに該当します水道課におきまして、労働安全衛生規則に定めるところに準じて、安全管理者を配置し、施設及び作業の安全を図っております。

以上でございます。

川村議長 横井議員。

横井議員 横井です。理事者の皆さん、私は、今回の議会の質問のように、市民にとって安心のできる葛城市の公式回答を得まして、安堵しましたものでございます。私は、これからも市民の皆様からの要望や声を必ずや市民に反映させて、市民の皆様の声なき声を声にする市民第一主義を貫く所存でございます。どうも長らくのご清聴ありがとうございました。

以上です。

川村議長 横井品行議員の発言を終結いたします。

最後に、14番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 最後になりました。ちょっと心の準備ができてなかったもので、落ち着いてからお話を

させてもらいたいなというふうに思っております。

私の質問は2点でございます。1問目が、市が発注する建設工事の成績評定についてということで、市が発注するいわゆる公共工事、建設工事、土木工事については、成績評定、いわゆる点数をつけられております。これについて、今回質問をさせていただきます。2番目ですけれども、今までからJR大和新庄駅にトイレがないと、このことについての質問は、ちょうど1年前の昨年、この3月議会を皮切りに、私は3回してまいりました。今回は、その駅に設置をしてくださいというものではなくて、ないことによるいろんな面からの影響はないのかと。駅というものについて、トイレがない、そのことによるいろんな面からの、側面からの影響はないのかということをお尋ねしたいと思いますので、ただいま15時ですけど、いっぱいいっぱい時間かかると思います。いっても4時までなので、よろしくお願いします。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 それでは、先ほど壇上で申し上げましたとおり、あまり、点数的には出てこないんですけども、今までからこういう場では出てこなかったですけども、市が発注するいわゆる公共工事、これについて、品質の向上のため、また、それを工事をされる企業の育成のために、点数を評価をしているというものがございます。これについて、今日は、その状況なり、また、私なりの希望などを申し上げるつもりでございます。このことについては、昨年のちょうどこの3月議会で、谷原議員も触れられております。覚えておられる方がございましたら一部重複する部分がございますけれども、谷原議員にもそのことはご了解を得た上で、このことについて進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、工事を発注する、いろんな市には工事がございます。公共工事がございます。いわゆる建設土木ということですけども、それについて成績評定をしている。そのいわゆる概要というんですか、目的について、お示しをいただきたいと思います。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

葛城市が発注いたします建設工事の検査における成績評定に関しましては、葛城市建設工事検査要領を定めまして、その要領に基づいて実施をしております。その目的でございますが、請負契約の適切な履行の確認を行うとともに、竣工引渡しに係る検査の可否を決定するためでございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今説明ございました。私らがこうやって質問をするということは、何かを物申したいということで、するわけですね。今、話がございましたように、建設工事を行っていただく。それについて合格か、可否を決定するためというお答えがございました。これはこれで1つの目的があろうかと思います。しかし、この成績評価というものは、あくまでそれだけじゃないよということで、私なりの意見を持ちながら、話をまた、質問を進めてまいりますので、担当部長、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、今何遍も言いますが、いろんなところで工事をされてる、そこに点数をつけられ

ている、これ、何に基づいてやられてるかということを確認したいと思います。いわゆる法によって、法律でやってますねんというものなのか、何かの規則なのか、いわゆる指針というレベルなのか、そういった面からお答えください。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 工事の検査につきましては、地方自治法施行令、公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共建築工事成績評定要領作成指針の定めるところにおいて実施をしております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 話を進めていく中で、順番が非常に難しい話になるんですけども、葛城市建設工事検査要領の定めによるところということですよ。もう答えは結構ですけども、成績評定要領というのではないわけですか。お答えいただけますか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 1問目の質問のときに答弁させていただきましたように、成績要領というのを定めおりますので、実際はそちらに基づいてありますが、今、先ほどは国の指針であるとか法ということでしたので、そちらのほうを述べさせていただきました。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 そこをちょっときちっとしておきたいんですけども、建設工事要領、私が言うているのは、評定要領というものの、いわゆる点数をつける要領というものはないのですかということをお尋ねしています。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 評定をつけるための要領というのは基本的には先ほども申し上げております葛城市の建築工事検査要領の中の様式の中で示しておりますので、その点数の成績をつけるというような直接的な要領ではございません。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 じゃあ、進めてまいりますね。それでは、現在葛城市でやられてるという方法、その目的というものをまず示していただいて、点数をつけてますよということですよ。その点数は何に反映してるんですか。2つ一遍に聞きますので、目的と点数をつけられた、その点数を何かに反映してるんですか。そのことについてお尋ねをいたします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 まず、評定項目ということも含めて、ご説明をさせていただきます。施工体制、施工状況、出来形及び出来栄の3つの項目について、工事担当課の監督員と工事担当課の部局以外から、副市長が選任いたしました検査員の複数名の体制によりまして評価を行っております。評定点が基準点を上回りますと、検査は合格となり、工事の引渡しが行われ、請負業者には契約書に基づく工事請負費が支払われます。一方、欠陥などがあり、評定点が基準点を下回りますと、工事は不合格となり、手直しが必要となります。手直しした後、同様の手順で再度検査をやり直すことになり、請負業者も検査に合格するまで工事請負費が請求できないこととなります。この検査を行う目的ということか、反映ということですが、対象施設の利用者のやはり安心・安全の担保と、請負業者の工事に対する完成度の意識向上、

さらには、手抜き工事など、粗悪な工事の防止につながると考えております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今のお答えの中で1点確認だけしておきたいと思います。点数をつけていますよ。ある基準点を下回ると、工事は不合格になると、それは当たり前の話だと思いきや、点数というのは何点満点で何点以下になると不合格となるのでしょうか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 葛城市の場合は、合格点を一応65点を基準点といたしまして、検査員による加点減点方式を行っております。ですので、65点が基準点ということになります。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 だんだんとお考えというのは分かってまいりました。私はこのことについて調べようと思って、葛城市のホームページを見ても、建設工事の成績評定というものを調べても出てこないんですね。ホームページに示されていない。これからの話は、どうか皆さん、この議会の中では、通信機器というのを持込みできるので、私はお示しするものとかは今日は持ってこなかったですけども、分かりやすいのは樫原市建設工事の成績評定というふうなところで、もし見ていただけるのであれば、見ていただいて、こんなものやというのが載っておりますので、ぜひとも議員の皆さんも、また、これをネット中継で見ている方も見ておいていただけたら分かりやすいかなというふうに思います。葛城市のホームページで見ると出てこなかったの、私は何をしたかという、直近とっていいのか、最近の工事の成績評定、いわゆる点数を、文書として開示請求をさせていただきました。1週間、2週間、かかりましたけども、3つの箇所の点数というものを開示請求をさせていただきました。場所等については、この場ではお話をしないようにしますが、一番低いもので、60点台後半というのがございました。だから、今のお話からいくと、65点で合格なんだと。だから、60点台後半でしたから、それは合格だということ、一番高いものになると98点というものもございました。じゃあ、その差は一体何やねんというのが、本当に中身を知るものでない分からないわけですね、この差がある。先ほど、この件については、谷原議員が、去年ちょうど1年前に、触れられたとお話ししましたが、例えば、これから話をする、今日話を進めて行かせてもらう中で、こんな98点というすばらしい数字、こういうのを出されているのであれば、私は表彰してあげるぐらいの、またすばらしい工事であったですよというぐらいのことが、そのときは谷原議員もおっしゃっていましたが、何か運用でそういうふうなことを使ったらいいと思います。今のままだと、65点が合格ですよ。68点の人も98点の人も、私は市から見ると何も変わらないと思うんですよ。答えられないですか。65点以下は不合格だけど、それ以上は一緒やというんやったら、68点も98点もどう違うのかということをお示してください。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 非常に個別な案件ということになりますので、回答のほうは差し控えさせていただきますと考えております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 個別なところやから、場所も何も言わんと言ってるつもりですけども、それすら答えられない。いいですよ。次、進みますね。今、もし見られてる方があったらよく分かると思うんですけども、他の市町村の成績評定の評定、採点表というのと、今、樫原市が見やすかったのので、すぐ出てきたので、樫原市を見てくださいと言いましたけども、樫原市の分と、先ほど私は葛城市で3か所の工事を請求したと言いました。この採点の評定表というんですか。評定の点数を書いていくわけだけども、これについては、異なるんですよね、違うんですよね、よそのやってはるやり方と葛城市のやってるやり方というのが。これはどうしてや。お答えください。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 葛城市の評点項目につきましては、元は奈良県の基準を参考に市の要領で定めておりまして、その後、県の基準のほうが改定されましたけれども、なお従前のものを使用しております。他の市町村との評点項目が異なる理由につきましては、他市町村が県の基準が改定された際に併せて改定されている場合や、また、独自で評点項目を定めておられる場合などを考えております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 正確にお答えをいただいたであろうかと思います。県の評点項目というのは、国交省のに合わせて変えてますよね。県が変えると、各市町村が変えてるわけですよね。わけですよ。いろんな市の、皆、ホームページに載せられてるから、見てると一緒なんです、ほぼ。ほぼというか一緒です。今、おっしゃったように変えられたけど、うちは従前のもの、かなり古いと思いますよ、古いものを使って評点をしている。私、これは、同じするのであれば、問題というてええんか、課題が大きいと思う、問題は。なぜ違うかという、1つの業者がいろんな市で工事をされると。ほんなら、ほかの市町村と葛城市とは評定の仕方が違うというんでしょ。工事をする側となったらどうなのかなと。これはもう誰もが考えるとおりやと思います。

では、次に、進めてまいります。葛城市は、よそと違って、古い、古いというんですか、もちろん古いといったって、国がやってた評点表に基づいてやっていたのが改定されても改定しなかったと、こういうことですけども、それをずっと使ってる。ほかの市を見てみると、その点数を、奈良県12市ありますけども、どことは言わないですけど、2市については、評点の点数をホームページで、公開をされてます。全てじゃないですけども、それ以外はホームページには載せてないけども、例えば窓口に来られたときにはお見せするというふうな形を取っているところが幾つかございます。もちろん葛城市のように、そういうことはしていないというところもございます。これは各市町村によって違うわけですよ。

もう一つは、点数をせっかくつけて、私、先ほど請求をしていただいておりますけども、割と熱心に、割とというのは失礼しました、いろんなものをつけて、熱心にやられてるよというのは認識をしてます。これをどうのと言っているんじゃないです。この形式についてお話をしてる。形式がよそと違う。形式が違う上に、その点数について、発表されてるところがある、されてないところがある。うちはされてないというふうに思ってるんですけど、後で答

えてくれはったらええけど、もう一つは、少なくとも点数をつけるんだから、それを施工された業者に、今回何点でしたよという、フィードバックというんですか、通知というんですか、これはしてしかりやというふうに考えておるところですけども、今、葛城市の状況をお話してください。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 工事が完了し、その完了検査後、合否結果及び手直しの有無の通知につきましては、工事担当課から請負業者に対して口頭で行っておりますので、市のホームページでの公表であつたりとか、書面での検査結果の通知は行っておりません。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今のお答えもちょっとややこしいんですね。合否結果のみを、合否結果65点以上でしたよということだけを言ってるのか。先ほど言ったように、いろんな点数がございますよね。それとはちょっと答弁が食い違ってると思う。私はその点数をやられた業者にお伝えしてるのかということ言ってる。65点以上でしたよ。いや、以下やからやり直してください。今のはそのように聞こえたけども、そのところをもう一度。それと、ホームページ等での公表、書面では検査結果については通知もしていない。これはもう通知していないというのは分かったけども、口頭で、業者にやっていると。やってるのは点数やってるのか。いや、65点、上でしたよ。下でしたよ、それだけなのか。これ、きちっとしとかないとね。お答えください。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 口頭で結果を伝えているという内容ですけれども、合否でございます。合格すれば、もちろん、合格であると、不合格であれば、手直しをしてくださいと、そういった内容を口頭で伝えております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 それだったら、せっかく一生懸命点数をつけて、やられてる、反映する部分というのが、先ほどまた、話が戻るけども、結局65点以上やったら一緒やないかと。一緒なんでしょう。66点で合格されたところも、はい、合格ですよ、私が請求させてもらった90点以上の高い得点のところも、合格ですよ、そういうことでしょう。このところ、かつ、成績を評定する、そのものが、昔のを使ってる、こういうことですよ。はっきり言うときますけど、私、これは後で市長にお答えもらうけども、非常にこの部分については、遅れてると思います。改善の余地が多いと思う。ここは後で市長に答弁をいただきたいというふうに思いますけども、これを聞いたはる人もあるので、その他の市と葛城市とどう違うのかということについてお話をしておきたいというふうに思います。

表とかになかなか表せない部分がございますので、先ほどから言うてるように私は、3つの工事の部分の資料を取り寄せました。かなりこうやって何枚もあって、一生懸命にやられてると、これについては、評価したいと思いますよ。でも、この評定書についての項目が、正直3つしかないんですね。3つの項目で、具体的に言うと、施工体制、施工状況、3つ目が出来形というんですか、出来栄と。この3つだけでやってる。ほかのまち、橿原市の

ほう、開けてくれたはる人はよく分かるんですけども、昔はこうやったと思いますよ。それ以外に、工事特性とか創意工夫、社会性等という部分をつけ足してるわけですよ。かつ、法令違反はないかというマイナスの部分もプラスしている。ここはぜひとも、国が変わって、県も変わって、ほか市町村も変わってんねんから、同じこうやって一生懸命、ほかの皆さんやってるわけでしょう。もう誰がやってるとか、どういう方に指名されてる、そこまで言わないけど、一生懸命やってるんだから。これはきちっとすべきだというふうに思います。これからは、今、遅れてるやんかということで、ぜひとも改めていただきたいというお話をしてるんですけども、改めるのであればというところら辺のお話に、私の思いというものを付けさせていただきたいと、このように思いますので、お話を聞いていただけたらというふうに思います。

今、申し上げたように、うちには、工事特性とか創意工夫とか社会性と、それはどんなものがあるかというところら辺ですけども、地元にとって、何か地元還元するものとか、それとか、新しい工事の手法をやってるとか、男女参画をやってるとか、SDGsのものとか、いろいろ企業によって創意工夫してるというふうな部分がございます。よく見かけるのが最近工事やってるところに、この工事は週休2日制を採用していますというふうなことがよく工事の看板のところに貼ってるけども、私もこれをやりながら思ってたんですけど、あれというのは、そういった創意工夫とか社会特性、その辺のところでの加点というもので、目的にやられてるんやろな、このように考えているところで、変わったところというんか、いろいろ考えてるところは、例えば、何らかを、形は何か分からないですよ、しかし、社会福祉の関係のものを、工事というのは小さい工事もあるけども、長い工事もある。そんな中で社会福祉、例えば作業所の方に何かをやってもらう。例えば洗濯とか、ちょっとそれは勝手な思いで言いましたけども、何らかを社会福祉的なものを使っただくというふうなことをやってるところもございます。また、地域への貢献ということで、地域への貢献というのは、工事期間中、長ければ長かったで、どれだけの地域への貢献、例えばそれを採用するのかしないかは別にして、地域貢献というのはこれは加点になりますかということは、理事者というんか役所とすり合わせ、打合せをするわけですけども、地域貢献へも、それが加点になるというふうなもので、そういったことを採点表の中で組み入れようというので、国も県もほかのまちもやっている。言っていけば切りはないわけやと思います。いろんなことが発案されると思います、地域貢献なんていっぱいあるから。また、SDGsのことやとか男女共同参画とか働き方改革というふうなことも入れることによって加点になりますよと。いろんなものがあります。そういったことをほかのまちがやられている。こういったものを、ぜひとも、今、遅れてたんであれば、何かを考えて、やっぱり新しい、先ほどから出てる人口の増えるこれからのまちやと先ほどから言われてるわけですから、そんな中で遅れてるわけです。遅れてたら駄目です。ここをぜひともやっていただきたいというふうに思います。ある身近な企業のホームページを見てると、葛城市は公表も何もしてないから、葛城市ではないですけども、あるところの工事をしました。それで最低の通知が来ました。80点以上を狙っていたんだけど、惜しかったというのを、自分ところの会社のホームページで公表されてま

す。うちは今回これが採用されなかったと。次は絶対に頑張るぞ。こういう企業というのもございます。そうでしょう。先ほどと同じことを言いますけど、よその工事をやったら点数をくれはんねん。葛城市は何もないねん。合否だけをくれはんねん。公表する、公表しないは、これからご検討いただいたらいいかと思いますけども、その辺はよく考えていただきたいと思います。

これ、30分、話をしようと思うんです。なぜ私が今回このことを取り上げたかという、今までから市内業者の方、いわゆる建設関係、そういう土木とかの関係で、なかなか市内業者の方が少ないというのと、今般多くの方が災害についてお話をされました。1月、今年の元旦に能登のほうで地震があった。そのときに、例えばそれを考えたときに、葛城市でそういった業者というのを、やっぱりそんなにすぐには無理ですよ、でも、やっぱり私らが、10年後、20年後でもいいから、あつ、葛城市の業者がやってくれてる、そういうふうなものになってほしいから、この部分については遅れることなく、ほんまに一転して頑張りたい、このように思って、今回はこのことに触れさせていただきましたけども、最後に、市長に、今の成績評定というのをやっていくのと、やられてるわけだから、今後の活用方法とか、これから変えていかなあかんということをお願いしてるわけですから、市長の見解を求めたいと思います。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。まず、評点項目につきましては、先ほどの部長の答弁のとおりに、指示をしまいたい、増やしまいたいと思います。それとまた、成績評定の今後の活用につきましても、ほかの市町村の状況や、今、議員の意見を参考にいたしまして、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 研究してまいりたい、指示はしてるという部分がございます。もうできるところからやってもら。研究という言葉で、これについては前向きに、よそよりもうちはこんな地元貢献とかいろいろな採用をしてんねんというふうなことで、今後の市長の思う葛城市やと、ここまでしようと思ってるんだったら、それぐらいことをやらんと、遅れてるような項目をつくってたら、言うてることとやtingるものが違つと、また言わんなんことになるので、これはあくまでこの一部分からお話をさせていただきましたので、よろしくお願ひをいたします。

ちょうど30分を過ぎましたので、次に移らせていただきます。次は、先ほども言いましたけど、昨年の3月から言つてる一般質問の通告書にも文章で表しましたけども、令和2年にJ R西日本が葛城市を走る、通過する、通っているJ R和歌山線については、列車内にトイレを設けるけども、無人駅につきましては、トイレも古いし、耐震もないしということで、トイレの設置というものを市町村にお願いしたいということで、J Rが決定をされました。それを受けて、近隣市町村が、市民トイレという形で、駅前にトイレを設置をされたところがあります。このことで、今までから議論に参加してまいりました。今回はそれに関してつ

ける、つけないお話はしませんので、その担当部署の部長は安心して聞いといていただいたらいいわけですが、ただ、ないというところで、他の分野から影響はないのかということについてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず、我慢するという部分がどうしても出てこようかと思いますので、健康面への影響とすることを担当部長のほうからお話しいただきたいなと思います。

川村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、排尿、排便を長時間我慢した場合の健康面への影響ということで、一般論としましては、尿路感染症や便秘、さらに高齢者の場合などは、頻尿など、我慢による精神的なストレス等は健康に悪影響を与える可能性がございます。ただ一方、健康増進のためには、健康的な生活習慣を促進することが重要でありますので、地域住民の方々や利用者に対しましては、健康に対する教室やイベントを開催することで、健康意識の向上を図ることが重要と考えております。このことから、健康増進課では、市内の医師会のご協力の下、先月開催した慢性腎臓病講演会をはじめとした健康意識向上に向けた教室や講演会等を実施しているところでございます。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。一般論として当たり前の話ですよね。長いこと我慢する。何とおっしゃったか、精神的なストレスがたまって、健康に悪影響を与える可能性はある。私は当たり前やと思う。駅ですから、これ、いろんな考え方があると思うんですよね。私は昨日から、今日も、出てましたけども、尺土駅の話が出てます。今日も柴田議員の話の中で出てたけども、駅前にはぎわいや、私、それでいいと思う。駅前にはぎわいやと。この駅だけにはぎわいと違って、忍耐やねんね。やっぱにぎわいにしないと、忍耐では、ずっと後ろで聞いてたんですよ。何で、にぎわいをここだけやってくれへんねやろ。ほんま忍耐でっせ。それに関して、健康意識の向上を図る教室とかをされると。それはそれでやっていただいたらいいかなというふうに思います。

続いて、私はこのお話を聞いたのは、何回もお話してますけども、あの駅を使って高校へ通学される方が多い。私に話があったのも、そういう方からのお話があったというところで、こんな話はやっぱりやめられないということでやっているわけです。葛城市を見てみますと、あの駅を使うというのは、高校へ行くのでも新庄中学校卒業生やというふうに思います。今日は、人口の話等もございましたけども、今、新庄中学校はマンモス校になってて、奈良県下では私立2校というのを除くと、私立の中学校もありますから、公立の中学校だけでは5番目の数の子どもたちが新庄中学校に在籍をしています。もうちょっと下がっていくと、新庄小学校の子が大きくなったときには、絶対にあそこを使うわけですが、新庄小学校は、奈良県下でも3番目に多いマンモス校になってます。これはまちづくりとして、先ほどからも出てたけども、やっぱり若い人が増えてる。よそのまちやったら、学校を閉校していかなあかんという中で、こうやって増えていってるというか、現状維持しているということにつ

いては、ほんまに今までの政策というものに間違いがなくここまできてんやなというふうに思います。子どもたちを大切にする、これは理事者の皆さんも、ここにおられる議員の皆さんも、子どもたちのことを考えながら、葛城市の将来に向かっていろんな話をしてきた。でも、葛城市というものはなぜか、市でもありますけども、唯一高校のないまちなんですよ。高校がないということについては、どこかの駅を使って通学せなあかん。やっぱり子どもたちのことを思っても、そのことについて何とかならないのか、これはもう私の強い思いがあるわけですけども、もうすぐ中学生の子らは受験というものを経験します。自分を思い出すと、私もＪＲに乗って受験に行きましたけども、初めての緊張の中で、試験を受けに行く子どもたち、こんな子らに対して、やっぱり私は申し訳ないなと思ってる。ごめんなさいね。そういう面から、教育委員会、どのようにお考えなのか、お示してください。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。進学や高校生の通学面から影響はないのかとのお問い合わせでございます。中学校での受験生が緊張や体調不良でトイレを必要とする場合も想定されますので、ＪＲ大和新庄駅にトイレがないことや、もしものときには、電車にトイレが設置されていることを生徒に周知をしております。

以上でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ちょっと乱して申し訳ないです。もう当然のことですよ。もうないのならないということをおいてあげないと、もしかのときというのがございます。ほんで、先ほどからいうと、やっぱり緊張もしますやん。そういったことを考えた上で、昨日の一般質問の中で、被災地の話がございました。トイレがないということで、どういうんか、食事を制限してんねん、１日１食にしてんねんと。何もそこまでする必要はないですけども、１時間１本しかない、通学時間帯というのはそれなりにありますけども、１時間に１本しかない駅でございますので、そのところは、子どもらのこともよく考えて、間もなくといっても受験は来週ですよ。しっかりとっておいていただいて、家を出るときには、トイレしていきやと。あんまり水分を取りなやというのも言えないか分からないけど、そういうことで、受験に失敗しないように周知をしていただきたい。これが私の願いでございますので、よろしくお願いいたします。

次、葛城市の大和新庄駅は、ＪＲ和歌山線でトイレがないのはここだけなんだけど、昔の桜井線でも、今、まほろば線というんか、あそこは金橋という駅もございます。あそこもトイレがなくて、あそこの駅も行って、いろいろな聞き取り、いろんな方の意見を聞きにいったりもしました。あそこでは、住民の運動というんか、ございまして、トイレがないからもうその辺でされるというのが多いので、これは何とかしなあかんということで、自治体、地域が一緒になって運動されて、それで、何とか話が前を向いて進んでいるという情報を得ております。葛城市の駅がそうやということは、決して確認したわけでもございませんですけども、でも予測もされるところでございます。そういったところから、環境面の問題ということで、お尋ねをしておきたいと思います。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村です。よろしくお願いいたします。ご答弁申し上げます。

トイレが駅にある、ないにかかわらず、排せつ行為は野外においてもトイレでしていただけたらと考えます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 トイレがあるなしに関わらずトイレでやってもらいたいというても、ないねんからね。

ないねんからどうしたらいいのということは、こういった側面からも考えていただきたいと思います。あの近くの、確かめてくださいということで確かめてもらったけども、近くのあるところには、トイレはお貸しできませんという貼り紙までされてるわけですね。非常に困った人が駆け込んだ。駆け込んだでもそこに貼り紙が貼ってある。この状況を見てくださねというて、見ていただいたので、とって、外でやったあかん、環境面からそういうことや、それはそういうことはよく分かりますけども、そんなことも、側面からの影響として覚えておいていただきたいというふうに思います。

続いて、今日、何の話、出ていましたっけ。西の山辺の道の話とか、観光の話も出てました。観光面についてお話ししておきたいと思います。観光で、先ほど、このまちに住む人が乗るときにはそれを周知しておいたらええやんかというところで済ましたらええけども、観光に来られた方、非常に困られるであろうかというふうに思います。また、いろんな団体が集合場所としてよく駅を使われます。私なんかでも、葛城市のボランティアの会のミニウォークとか、最近よく、よくというたかて数回ですけど、歩かしてもらったりするんですけども、そういう方のご意見とかをお聞きしたい、聞きたいということで通告をさせていたしています。いわゆる観光という見地から、お答えいただきたいと思います。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

観光ボランティアガイドの会に問合せしましたところ、新庄方面のミニウォークの集合場所につきましては、近鉄新庄駅や歴史博物館になっております。また、ガイドの集合場所につきましても、近鉄のどこかの駅を指定しており、ＪＲ大和新庄駅を集合場所として利用する予定はないとのことでございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 県内における、前も同じことをお話ししてるんですけども、歩こう会とか県内の中にもございます。その集合場所の、ここは、この駅は指定もされてないということですし、お答えはそれを求めておきたいということだったので、それだけで結構でございますけども、本当に葛城市に観光で来てもらおう、和歌山方面から来る方というのはＪＲでしか来れないわけですね。来られた方が初めて、さあ着きました、楽しみにしてて葛城市に来ました、葛城市の唯一のＪＲの駅を降りました。やっぱり玄関口ですから、がっかりさせる。ないというて喜ばれる人は誰もいてないから、たとえトイレ行きたくなかっても手を洗いたいか、衛生面上は必要なわけです。そういったところから、観光と言いましたけども、来町というんですか、来ていただく方のことも考えながら今後進めていっていただきたいとい

うふうに思います。

通告してるのは、あと最後1つだけ通告をさせていただいております。今日もこの話が出てましたけども、やはり企業誘致というものも、この葛城市は積極的にやってまいりましたし、これからもやらなければならない。大きい小さいは別にして、やっていかなあかんといいところがございます。そういう議論も今までございました。そんな中で、企業誘致を積極的にやっている場所が、この駅に強い、この駅には近いわけですね、大きく分けていくと。そんな中で、企業誘致を積極的に進める、このことについての影響というんですか、お考えというのは、担当課の担当部署のほうではどのようにお考えでしょうか。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 今後影響があるかどうか、分析してまいります。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ほんまに分析してまいります、調査してまいりますと違うて、分析してくださいね。私はあそこの駅は何回も、言っている以上、立ってますわ。立ってて降りてきた人が、いろんな目的で駅に立つというのは、選挙をする人間もよくあるんですけど、私はそのことを聞こうと思って何回かあの駅に立ちましたけども、覚えてくれてはって、ほんまに仕事に来られてる方が、私に始めは怒ってはったけど、何回か会うと、頼むでとおっしゃるようになって、怒ってはったというというのは、ない、何でないねやということで怒っておられました。企業誘致のみならず、今ある企業にお勤めの方、この辺の方のことも考えて、そして、企業誘致ということを積極的に進めるならばということで進めていただきたいというふうに思います。

何遍もなって、さっきちょっと取り乱したところがございますけども、間もなく迫っているのが高校受験ということですので、方々は教育長も首振ってくれてはったし、そこところは、何もなかったら、何もないのが普通なんですけど、何かあったときというのはやっぱり、私、市の責任やと思いますよ、これ。そういったところでちゃんと言うということでございますので、その辺をお願いをしておきたいと思います。

時間を少し残しましたが、先ほど杉本議員からもございました。今回のこの一般質問、今日で3月定例会、私は最後になるわけですけども、今、お答えをいただきましたように井上部長、森井部長、前村部長、今回、この議会の3月今回の定例会をもって、最後になられると思います。一般質問ということで、今度質問できないということについては、非常に寂しい中で、今日、たまたまできたことは、私自身、うれしいなというふうに思います。

推測ですけども、今年は合併して、市制20周年、一般的にそれぞれ何歳で役所に入られたか、それは別として、一般的に40年間役所に勤務するとすれば、今年で20年ということは、20年間は合併前の町役場で頑張ってこられて、あと残り、合併というものを経験されて、最後20年というものを頑張っていたいたということについては、もう本当に私のほうからご苦労さまでしたという言葉をお伝えをして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

川村議長 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月26日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、11日から22日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、議会改革特別委員会、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時50分